予算決算委員会都市経済分科会会議録

招 集

令和3年9月17日(金)午前10時 議場

出席委員(9名)

(分科会長) 国 頭 靖 (副分科会長) 田 村 謙 介

遠藤 亜 中田利幸 又野史朗 三鴨秀文

矢 倉 強 安 田 篤 渡 辺 穣 爾

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 若林次長兼課長 **倉本産業・雇用戦略室長**

[商工課] 賴田課長 上場商工振興担当課長補佐

森脇課長補佐兼ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】奥田局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長

[文化振興課] 原課長 木村課長補佐兼文化振興担当課長補佐 下高文化財室長

【農林水産振興局長】中久喜局長兼農林課長

「農林課〕深田農林振興担当課長補佐 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 赤井室長

[地籍調査課] 塚田課長

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 遠﨑課長 足立総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐

「道路整備課」伊達次長兼課長 本干尾道路改良担当課長補佐

「営繕課〕西村課長

「建築相談課」前田次長兼課長

[住宅政策課] 池口課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】下関部長

[下水道企画課] 遠藤課長 深吉下水道企画室長 横木課長補佐兼出納担当課長補佐

[下水道営業課] 足立次長兼課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

村上普及担当課長補佐

[整備課] 山中課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 山﨑課長

【農業委員会】宅和事務局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員 戸田議員 森谷議員

報道関係者0人 一般1人

審査事件

議案第90号 令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち当分科会所管 部分

議案第91号 令和2年度米子市水道事業会計の決算認定について

議案第92号 令和2年度米子市水道事業会計剰余金の処分について

議案第93号 令和2年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について

議案第94号 令和2年度米子市下水道事業会計の決算認定について

議案第95号 令和2年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について

午前10時00分 開会

〇国頭分科会長 ただいまから予算決算委員会都市経済分科会を開会いたします。

本日は、10日の本会議で予算決算委員会に付託されました決算関係議案、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち当分科会所管部分、議案第91号、令和2年度米子市水道事業会計の決算認定について、議案第92号、令和2年度米子市水道事業会計剰余金の処分について、議案第93号、令和2年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について、議案第94号、令和2年度米子市下水道事業会計の決算認定について、議案第95号、令和2年度米子市下水道事業会計剰余金の処分についてを審査いたします。

審査は、下水道部、都市整備部、経済部の順で、発言通告一覧表に沿って行います。なお、水道局に対する発言通告はありませんでしたので、御了承願います。

この際、委員の皆様に申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめを行いますが、 指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、 指摘をされる際には、質問や要望等で終わることなく、その旨をはっきりと伝えていただ きますようお願いいたします。

それでは、初めに、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についての うち、下水道部所管部分、議案第94号、令和2年度米子市下水道事業会計の決算認定に ついて、議案第95号、令和2年度米子市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題と いたします。

発言通告一覧表1ページを御覧ください。決算指摘事項の11ページ、下水道管渠整備と整備区域外の減免の取扱いについて、遠藤委員、お願いいたします。

〇遠藤委員 おはようございます。

最初にスタートさせてもらいますけども、まず、当局の皆さんに説明を求めておきたいことは、この令和元年度の決算指摘事項に対して回答されてる内容は、議会が求めておることとは反対の回答がされております。当局の皆さんは、議会が指摘したことに対して、

なぜこのような指摘がされたかということに対しての認識はどのように受け止めておられるのか、何っておきたいと思います。

- **〇国頭分科会長** 下関下水道部長。
- **○下関下水道部長** 決算審査指摘事項に対する対応についてということでございますけれども、決算審査に係る指摘事項については、真摯に受け止め、改善が必要なものについてはその対応に従来から努めてまいっているところでございます。このたびの御指摘いただきました整備区域の設定の見直しと特別使用分担金の減免の運用について検討を図られたいとの御指摘も、その可否も含め慎重に検討を行った結果、さきの文章のとおり御回答させていただいたところでございます。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** 検討されたということでありますけども、どういう理由で見直しができない ということになったんですか。
- **〇国頭分科会長** 下関部長。
- **○下関下水道部長** どういった理由でということでございますけれども、今回の事業計画 区域の見直しが困難であるという理由といたしましては、市が公費を投じて下水道の整備 を進めていく区域である事業計画区域の受益者負担金と、事業計画区域外の特別使用分担 金とでは、減免の適用に違いがあることは合理的で妥当であるものと判断したことから、減免の適用のみの観点から事業計画の変更を行うということは妥当でない旨の御回答をさせていただいたところでございます。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 公費をもって行うというところの整備区域という区域ですよね。その区域が 市道の右と左によって分けられておるという現状がありますよね。市道を中心的に大体こ の整備区域というのは定められています。その市道の右と左かによって整備区域が分かれ ていますよね。右のほうは整備区域に入るけども左のほうは入らないと、こういう現実が 存在してることは御存じですか。
- 〇国頭分科会長 山﨑施設課長。
- **〇山崎施設課長** 下水道の事業計画区域の設定ですけども、策定時点において市街化調整 区域の設定としては、委員御指摘のように、市道ですとか川ですとか、そういった公共物 で既存で建っている建物を区域として認定するものですんで、道を挟んで反対側に建物が ないエリアについては、区域外が発生しているというのは承知しております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 仮に今、都市開発計画の段階で、個別の開発行為が緩和されてきておりますよね。そのことによって、この下水道整備区域が設定された状態のときから今では、それがかなり変化が起こっていますよね。そういうところに家が建って、下水道が市道を挟んで反対側のところの方は整備区域外になっておるという現実が存在してると思ってるんです。そうすると、同じ市道と、一本の中で右と左だけで、それだけで区域外でない区域外であるという違いの扱いが起こってくること自身は、市民の皆さんにとっては不公平に感じられるんじゃないでしょうか。逆に水道の水洗化率を上げるということも含めて、区域外であったとしても、その道路の右と左による違いというのを緩和していけば、かえって水洗化の向上にもつながっていくんじゃないでしょうか。私はそういうサービスというの

がなぜできないのかなっていう感じで思ってるんです。そのことを前回は議会として指摘 したと思うんです。それは法律的におかしいんですか。制度的にそれは受けられないとい うことの根拠が何かあるんですか、強制的な法律の規制が。私はそれは、その整備区域の この設定の仕方には、そういう規制まではないように思うんですけども、緩和ができるん じゃないですか。法律的な制度によってできないと言われるなら、その説明をしていただ きたい。だけども、私は、そういう緩和は都市開発行為のように、緩和できる部分である とするならば、受け入れられて住民の皆さんのサービスとして提供される、これが本来の 行政の姿じゃないかと思うんですが、いかがですか。

〇国頭分科会長 山﨑施設課長。

〇山崎施設課長 まず、開発行為の緩和について御指摘がありました。米子市の市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例では、市街化調整区域の開発許可要件のうち汚水の排除に関しては、公共下水道あるいは農業集落排水の処理区域であることのほか、今の下水道の特別使用であってもいいですし、合併処理浄化槽を設置して排水を処理するということで緩和の許可条件が下りてるものですので、その辺の整合というかそごというのは生じていないという認識です。

もう1点、区域を広げることで住民サービスにつながるという御指摘があったと思うんですが、サービスのために事業計画区域を、建物が建っていない市街化調整区域、緩和で建つ可能性があるということを前提に、余幅を持って広めに区域を設定するということについては、今後の工事費用の増嵩ですとか、工事期間の延長につながるおそれがあると想定しており、そういったサービス向上という点で余幅を広げるということについては、事業運営上のそういった支障を来す点があることから、これまでどおりのやり方を継続すると判断したところです。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕は、やれないことを議論するんじゃなし、やれることを議論してるわけです。今、余幅をつくれば工事費が増嵩するとおっしゃいましたけど、既に市道に埋設されてる工事のところの市道の右と左の違いということを考えたときに、工事費の増嵩が生まれますか。既に下水道管が入ってる右と左の扱いが、そういう状態が起きてるんだから、だったら下水道管が入っとる市道については右と左に差がないように、そこの余幅部分だけを認めることが何で工事費の増嵩につながるんですか。それは説明にならんと違いますか。増嵩になるとおっしゃるならば、新たにそこに下水管を引っ張るということになれば増嵩になりますよ。既に市道に下水道の施設が埋設されとって、それと右と左の扱いの違いを私は申し上げとるんですよ。どこに増嵩になります、それが。やれないことの理由じゃなくして、やれるための方法に何があるかということを検討していただくことが行政の皆さんの仕事じゃないんですか、これ。違うんですか。

〇国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 遠藤委員の御指摘というのを改めてお聞きしながら、今、議論を聞いておりましたが、改めて我々の理解を申し上げたいと思います。もし違っているんであれば、御指摘いただければと思います。

今回、令和元年度の決算審査の指摘事項において御指摘いただいたもの、これはお手元 にもあると思いますんで改めて読み上げる必要もないと思いますが、この問題については 遠藤委員からかねてより、こういった問題があるんじゃないかということを御指摘いただ いて、何度かこの議場でも議論した記憶がございます。改めてその点について決算審査の 指摘事項ということで御指摘いただきましたので、先ほど担当部長あるいは担当課長のほ うからお答えしたとおり、我々もそれは真摯に受け止めて検討させていただいたところで あります。ただ、今回御指摘いただいてるのは、今、少し議論があってる話から少しずれ てるのかなと思って聞いておりましたが、整備区域内の受益者負担金と整備区域外の特別 使用分担金の減免規定の運用において不公平な事象もあり、整備区域の見直しと特別分担 金の減免の運用について検討を図られたいと、こういう御指摘なんですね。かねて遠藤委 員から御指摘いただいてたのは、いわゆる整備区域の外で、いわゆる市街化調整区域とい うことになるんでしょうけども、整備区域の外で、自己負担でいいから管路を引いて下水 道につなぎたいというケースの場合、整備区域の中であれば、先行して自己負担で工事さ れた分が、下水道整備がやってきたときにその自己負担工事分を使用料から減免しますよ。 つまり、そもそも整備区域の中であったんで、まだ工事は来てなかったんだけど、先に下 水道を使いたいということで先行して管路工事をされた、接続工事をされた。それは今お っしゃってるみたいに、道の右と左という話ではなくて、一定の距離、それが何十メータ 一か分かりませんけど一定の距離を自前で工事をして、そしてそのつないだ工事、本来は 下水道整備区域の中であれば、それは下水道の公共工事として管路が整備されるべきとこ ろを、待てないからということで先行して工事された部分については下水道の使用料から 減免しますよと。つまり、もともと公共側で整備する予定だったところですからという扱 いと、外、つまりもともと整備計画がない地域だけど、比較的近くまで整備地域があるん で、そこの管路につなぐために工事をされた、自前で工事をすることを承諾してください ということで特別使用でやった分の、その分は実際減免されないんじゃないかと、それは 不公平じゃないかと。だから、近くまで整備区域が来てるところは同じなんだから、整備 区域を見直したり、あるいは特別使用分担金の減免についても、計画区域内と同じような 見直しをすべきじゃないかと、こういう御指摘だったというふうに受け止めております。 違うんでしょうか。それについては、やはり整備区域というものの設定が、どうしても線 でやりますから、右と左で違いが出てくるということは仕方がないことでありますし、結 果として整備区域外の工事を減免するということは、その分だけ整備区域を広げて工事を 拡大することになりますんで、その額が多い少ないというのはケースによって違うでしょ うけど、その部分について公共側の負担に入ってきて、それが下水道全体の収支にも影響 してくると、あるいは工期にも影響してくると。こういうことを今、担当者のほうは申し 上げてるわけです。したがって、今、委員のお話聞いてますと、道路に幹線管路が入って いて、その右、左で接続工事もろくに要らないようなケースは一緒じゃないかという御議 論なんですけど、少し話が違ってきてるんじゃないかなというふうに私は思って聞かせて いただきました。改めてですが、今回御指摘いただいたことは、先ほど私がお話ししたよ うな、我々は理解、受け止めをしておりますので、それに対して真摯に受け止めて検討は しましたけども、整備区域というものの設定上、それを変えていくということはやはり適 当ではないんじゃないかということを、今回我々の考え方として改めて議会のほうにお示 ししてるということでございますので、どうか御審議いただければと思います。以上です。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 道路の右と左の議論を分かりやすく申し上げとるわけですけども、例えば、 10メーターか20メーターという範囲内に、道路に沿って整備区域を見直して、そこに 新たに管渠が必要ですか。道路の本線に、市道の本線に管渠が入っとって、その右か左か は別にしても、整備区域外のところを10メーターか20メーター整備区域を見直すこと によって、そこに管渠が必要ですか、本線が。全く僕は必要ないと思いますよ。だから現 実に即した対応を取られたらどうですかということを私は申し上げてるんです。できない ことよりもできる道があるんじゃないですか。もっといえば、下水道は本来ならばそうい う区域、整備区域と整備区域外にそういう差をつけるということの根拠は、目的税を取っ て事業をするならばその論拠が明確になりますよ。整備区域には目的税というものを負担 していただいておりますから、だから目的税のかからない区域の皆さんと同じにはできま せんというなら分かりますよ。米子市の場合は普通税でしょう。一般の税金で全ての下水 道工事が行われてるんですよ。目的税が入る整備区域であるということであれば、目的税 の入らない区域についてはできませんと明確に答えができます。我々も説明ができます。 だけど、同じ道路でありながら、同じ税金を使っておきながら、その右と左で10メータ ーか20メーターの範囲の整備区域の見直しがなぜできないのか。私はできることがある にもかかわらずできない理屈だけを考えておられること自身が、私は問題だと思っとるん ですよ、姿勢として。市民の皆さんがそれに反対されますか。市民の皆さん方は歓迎され ると違いますか。サービスの向上につながると思いませんか。そこに公費の負担がどこに 重なっていきます。公費どこに増額になります。10メーター、20メーターの余幅をつ くったときに、そこに下水管を入れなきゃならない理由が発生しますか。市道の本管に個 別につながれる、その方が負担されるんですよ。そこの部分だけの話ですよ、僕が言って るのは。そのための緩和策が取れんことはないでしょう。それが50メーターも100メ ーターも奥のほうから引っ張るような話のことを言ってるわけじゃないですよ。だけど現 実に、調整区域における整備区域を御覧ください、地図を見て。本線からかなり奥まった ところの市道の奥まで整備区域が現在家が建ってる形で囲まれとるんじゃないですか。そ れはだけど、本来なら下水道の整備率の効率化から見たときに妥当かどうかっていう論議 だってあるんですよ。1ヘクタールに人口が40人以下のところの区域は、本来なら整備 区域として不適当なんですよ、これは。そういう区域が米子市にあばかんあるんですよ。 僕が言ってるのはそうじゃなくて、人口が集中しているところでそういう扱いが起きてる ことについて私は言ってるんですよ。それがなぜ法律的にできないんですか。制度的に考 えればできることでしょう。工事費も増額にならんでしょう、僕の言ってる理屈で聞いて もらえれば。目的税を取っとればそういう理屈はできますよ。目的税を取ってないで普通 税でやっとって、なぜそれが仕分ができるんですか。政策の判断の範囲内じゃないですか、 これは。違うんですか。

〇国頭分科会長 どうでしょうか。 下関部長。

○下関下水道部長 今現在、下水道部としましては、従来、下水道事業だけ、公共下水道 事業だけというような状況で業務をさせていただいております。それがある時点で農業集 落排水も加わって、今現在はさらに合併処理浄化槽の業務もこちらのほうに加わっており ます。下水道部といたしましては、確かに下水道事業の経営上においては下水道につない でいただきたい、それもできるだけコストがかからないような形でつないでいただきたい、効率的につなげていきたい、整備していきたいという思いはございます。ただ、なかなかそれが時間軸で考えた場合に、全市全ての住民の皆様になかなかサービスが提供できないというのも現実でございます。そのために31年にお示しをしております生活排水対策方針というものの中で、公共の事業と併せまして、合併処理浄化槽の事業を進めております。これについても公共と同じような、同じ程度になるような形で進められるように、かなりの、9割程度の補助をするというような形で総合的に生活排水対策を進めておるところでございます。ですので、必ずしも下水道につなぐという選択肢だけではなくて、合併処理浄化槽でやっていくという、公共と農集と合併浄化槽という、そういったものの総合的に取り組むことによって、全ての住民の皆様に安全で安心して生活排水対策を提供できるような形で、今、進めておるところでございますんで、何が何でも下水道につないだほうがいたろうといったような形で、今現在、捉えておるわけではございません。ただ、より効率的に下水道事業のほうも進めていくっていう必要性は十分認識してるところでございます。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 部長の説明されてる意図が分かりません。私の言ってる質問の意図と、あな たの今説明された意図は全く分かりません。私が申し上げているのは、下水道が市道の中 に入っとって、それの中で右と左においといて認可区域と認可区域外というのが定められ てるところにおける矛盾というか、対応ができてない。そこが対応できるんじゃないかと いうことを私は申し上げておるんです。そこだったら合併浄化槽使ってください、そんな 話じゃないんですよ。目の前に市道が走っとって、自分は左っ側で区域外で、自己負担だ けは求められても減免対象にはならない。何でそうなるだろうかという、これ誰が考えて も当然そういう理解は生まれると思いますよ。それがほんなら対象にしてあげるにはどう するか。そんなの10メーターか20メーターの区域を余幅をつくっていけばいいじゃな いか、それだけで済む話じゃないですか。公共下水道の事業費がかさむわけじゃないでし ょう。私は市街化区域の都市計画で扱うときに発生する一つの方法として、最初から市街 化区域を固定して区域を決めるんじゃないですよ。仮想的に市街化区域ということを決め ながら、市街化区域並みの扱いをして都市開発をした経過が米子市にはあるんです。だか ら、下水道の場合も、今の区域外の問題の設定の在り方も、仮想的にその区域は整備区域 としての範囲に入れますよという、そういう手段だって私は方法としてあると思うんです よ。かたくなに整備区域だけだという話の論議ではないと思う。僕はそれを強調するなら、 目的税をもってやるべきだと思う。目的税というのはそういうためのものも私はあると思 いますよ、整備区域というものの位置づけとして。だから、そういう点を含めて、再度私 は、副市長、内部で検討してください。できない話でもできる方法は何か。そのことによ って市民に対するサービスを向上していく。それが行政の私はスタンスだと思ってますか ら。これは強く要望しておきます。

- **〇国頭分科会長** 遠藤委員、要望でよろしいですか。
- **〇遠藤委員** ええ、いいよ。
- **〇国頭分科会長** もう一度指摘される。
- ○遠藤委員 いや、二度、三度指摘はせん。

- ○国頭分科会長 しないと。
- ○遠藤委員 あとは本人の分別だ。
- ○国頭分科会長 それでは、次に移ります。

事務報告の340ページ、下水道事業受益者負担金減免の状況について、遠藤委員、お願いします。

- **〇遠藤委員** この崎津、JRAの受益者負担金の精算が令和2年度に行われております。 この経過について説明を求めたいと思います。
- **〇国頭分科会長** 足立下水道部次長。
- ○足立下水道部次長兼下水道営業課長 JRAに対する受益者負担金の賦課に係る経緯についてでございますが、このことにつきましては、元年の5月22日の都市経済委員会でも御説明させていただいておりますが、平成12年に事業計画区域外において、JRA自らが設置した管渠に対して、平成13年に引受書を交わし、その後、平成30年の事業計画区域編入後、令和2年4月に賦課告示を行い、同年7月に賦課と同時に減免措置を決定したものでございます。なお、この引受書は、下水道工事の完成施設については、米子市が引き受けること及び受益者負担金については移管に関わる施設の工事費相当額が受益者負担金を下回った場合は差額を徴収するという内容のものでございます。以上でございます。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** この平成13年7月19日に交わされた引受書、この中身をもう一度朗読していただけますか。
- **〇国頭分科会長** 足立次長。
- **〇足立下水道部次長兼下水道営業課長** では、引受書の内容についてでございます。

平成11年11月30日付、受米計第211号で承認をした下水道工事の完成施設については、構造、能力ともに下水道基準を満たしているので引き受けます。なお、受益者負担金については、移管に関わる施設の工事費相当額が受益者負担金を下回った場合は差額を徴収いたしますという内容でございます。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** これについてはどういう経理がされたんですか。これに基づいて、どういう 経理がされたんですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** ですので、これに基づいて賦課と同時に減免措置を決定したということで、これに基づいてっていいますか、この引受書というものもある中で、管を引き受けることと、賦課と同時に減免措置を決定したものでございます。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 具体的にJRAの受益者負担金は幾らですか。それと、相手が払った工事費は幾らですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** JRAの受益者負担金の額は8,487万6,960円、それからその工事費が7,458万3,146円で、その差引き分が受益者負担金として賦課したところでございます。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 今、数字の報告を受けましたけども、この引受書を最初読まれたときに、減免という言葉がこれから引き出せますか。これが書いてあるのは引受書でしょう。減免しますという言葉はどこにも載っていませんよ。しかも、受益者負担金の条例による減免規定は、工事負担金というものは載っておりませんよ。土地に対する面積ですよ。これがなぜ減免対象という形で精算されたんですか。私が問うてるのは、受益者負担金は受益者負担金で8,500万円は収入として計上し、相手に払っていただいて肩代わりしていただいた工事費7,000万円何がしは、それは経費として計上して、その結果の差が出てくるのが受益者負担金の差として計上できるという形に私はなるんじゃないかと思うんですよ。それを相殺してしまって減免規定を適用したというこの経理の在り方は、これは適正じゃないじゃないですか。受益者負担金の条例を読んでみても、工事費負担金相当額というものは書いてありませんし、この引受書はあくまでも工事費を立て替えていただいとったんで、それは受益者負担金を賦課したときには差し引かせていただきますと、こういうものでしょう。減免規定とは違うんじゃないですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** この引受書の有効性ということの御質問だと思うんですけども、この引受書は、相手方と米子市との工事に関する物件のことと受益者負担金の処理について、確認の意味で作成されたものと認識しております。まず、引受書の前段部分ですけども、これは都市計画法第39条により規定されているように、下水道の管渠は米子市に帰属するということが書いてあり、この引受書をもって帰属の効力が発生するものではありませんし、後段部分につきましても、将来賦課される米子市の条例に基づく受益者負担金の取扱いを記したものであり、この引受書をもって効力が発生するというものではなく、確認の意味で作成されたものというふうに認識しております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 次長さんかいな。僕が言ってることと今説明してることは、全然とんちんかんに聞こえるんだけども。僕が言ってるのは、この引受書というものは減免するという意味を持っていませんねって言っているんですよ。あくまでも受益者負担金が発生をします、当然。だけど、受益者負担金は受益者負担金として収入に上げなきゃならない問題ではないですかと。この引受書をもって減免を適用するというのはおかしいんじゃないですかと。なぜおかしいかといやあ、これ引受書でしょう。工事代金を立て替えていただいとったんですから、そのときにはそれを差し引かせていただきますと、賦課したときにはという文書でしょう、これは。だったら減免じゃないでしょう。それを減免で処理したというふうな事務報告書になってるから、それはおかしいんじゃないですかと私は言ってるんですよ。受益者負担金は受益者負担金であくまで八千何百万は計上して、そして工事費を立て替えていただいとった分については経費としてそれは支出する。これは当然の経理の仕方じゃないですか。それを減免にして、結果的に受益者負担金が八千何百万が見えなくするようなやり方はおかしいんじゃないかと私は指摘してんですよ。逆に言ったら、仮に受益者負担金が6,000万円で工事費が7,600万円だったら、受益者負担金はゼロということになりますよ、これ。そういう扱いができるんですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。

〇足立下水道部次長兼下水道営業課長 実際の減免ということにつきましては、この引受 書に基づいたものではなくて、受益者負担金条例に基づいて減免したものでございます。

次に遠藤委員が御指摘されております相殺っていいますか、相殺をするのはおかしいの じゃないかということでございますけども、実際に調定を上げる際には、当初、実際に想 定できないものは事由が発生してから調定を上げて減額する場合もございますけども、あ えて減免した部分、歳入とならないと分かってるものを計上し、その後に減額する必要は ないものと認識しております。ただ、金額等については明確にすべきと考え、本年度から 事務報告に減免件数と金額を記載することとしたものでございます。

- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** 次長、おたくが僕のところへ持ってきた行政実例をよく読んでみたけどね、 そのことと、ここの引受書に書いてあることとは意味が違うと思いますよ。

それから、条例に載ってる受益者負担金という部分の減免の規定についても、これがこの引受書と適合するということについて、僕は疑義があるから申し上げてるんですよ。ここで言ってることは、受益者負担金は受益者負担金としてJRAに課せて8,500万円というものが出てくる。しかし、賦課をして支払いをいただくのは、おたくで工事費を立て替えていただいとったんで、その分はそのときにはそれと差引きさせていただきますからねと、これが差引書の引受書でしょう、これが。差額を徴収するっていうのは。だから、それは減免ではないでしょう。立て替えてもらっとったお金を、受益者負担金を賦課したときにはそれを差引きしますから、それによって受益者負担金の差額はいただきますよっていう話でしょう。だったら、経理上では、あくまでも8,500万何がしという正当な経理を載せて、帳簿には。支払いについての工事負担金分は経費としてこれは落として、その差額が結果的には受益者負担金として上がってくると、純粋に。こういう話じゃないですか。だから、減免して相殺して八千何百万円と七千何百万円が帳簿上から消えるような経理の操作は間違ってないかということを私は言ってるんですよ。減免でそれを精算するというやり方は、間違っていませんかと言ってるんですよ。

〇国頭分科会長 よろしいですか。

遠藤下水道企画課長。

○遠藤下水道企画課長 下水道の受益者負担金の減免についてでございますが、これは条例で減免できるという旨が定めてあります。ただ、工事負担金を減免する云々っていうのは条例には出ておりませんが、この減免の取扱いにつきましては、減免の取扱基準というものを内規で幾つか設定をしておりまして、これはどういったものを受益者負担金の減免の対象とするか、またその割合を幾らにするかというものがございまして、その中において、市に下水道施設を寄附した場合、これにつきましては寄附をいただいた工事費相当額を受益者負担金から減免するという、そのような基準を設けまして、これに照らしてJRAさんの受益者負担金を減免したということでございまして、これはJRAさんだけということではなくて、事業計画区域において市の工事に先行して自己負担で管をつけていただいた方につきましては、全てそのようなやり方で減免をさせていただいてるということでございます。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 遠藤さんね、全然皆さん方も何かとんちんかんな説明していらっしゃいます

よ。減免規定はありますよ。私も手元に持ってますよ。ここに書いてあることの中にこう書いてあるんじゃないですか、11項で。公共下水道事業のため市に対し土地、物件、労力または金銭を提供した者が受益者となる土地。対価の補償を行わない場合に限る。土地等の価格により決定。工事費というのは入ってませんよ、ここは。だから私が言ってるのは、この減免規定があることは否定するわけでもありませんが、ただ、この引受書に基づいてこの問題を処理するに当たっての精算の在り方は減免じゃないじゃないですかと言ってるんですよ。それを減免だ減免だ、相殺するんだ、受益者負担金は1,000万でいいんだと。こういう処理はおかしいんじゃないかと言ってるんですよ。

〇国頭分科会長 下関部長。

○下関下水道部長 先ほどの遠藤委員さんの御意見でございますけれども、先ほど読み上げていただいた中に物件というものがあったと思います。この物件の資産的価値を評価するために、これを製造あるいは取得した価格、いわゆるそれが工事に係る経費だというふうに認識しておりますけれども、それをもってその価格、価値を決めているということでございます。それと、土地等の価格により決定ということでございますんで、土地等ということで、それらも含んだもので決定をしているということでございます。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは何を意味するんです、私が求めていることと、間違いじゃないですかって言ってることはどんな違いがあるんです。

〇国頭分科会長 下関部長。

○下関下水道部長 遠藤委員さんのほうから、先ほど工事は工事費というもの、工事というものが書いてないのではないかという御指摘を受けましたので、こちらのほうでそれに対する回答をさせていただいたところでございます。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕はこの引受書を読んで、工事費という問題、具体的に受益者負担金の項目の中に見えてこない。しかしそれをこういうふうに解釈すればいいですと、こういう問題ではないと思いますよ。ほんなら、各個人の方々の特定分担金がそういう計算で免除されていますか。免除されていないでしょう、個人の場合は。面積でしょう、あくまでも、寄附いただいた。例えばAさんが50万円かかって、土地を含めて、管を含めて請求されたら50万円全部工事費含めて減免されているんですか。個人の方については、それぞれ工事費なんていうのが入ってるんですか。土地だけの面積を減免するんじゃないですか。もともと受益者負担金というのは土地の面積に対してかかる負担金でしょう。その分を減免するということは、その寄附してもらった面積部分を減免するという理屈じゃないですか。

〇国頭分科会長 足立次長。

○足立下水道部次長兼下水道営業課長 受益者負担金の算出は面積をもっていたしますけども、例えば整備区域内で事情により事前に市の工事より早く本管に自費でつながれた方については、その工事費相当額をもって減免をしておるところでございます。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 詳細が分からないから、その中身は後で見ますけど、しかし、このJRAの 引受書と精算の仕方は違うんじゃないですか。減免に当たらないんじゃないですか、何遍 も言うけども。

- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **〇足立下水道部次長兼下水道営業課長** この引受書は、その当時、約束事として、後々になって問題が起こらないように交わしたというか、差し入れたものでございまして、これによって引受けですとか減免ですとか、そういったものがこれによって全て行われてるわけのものではありません。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** 僕はもっと素直になってもらいたいと思うよ。僕も商売しとったからね、簿 記のつけ方ぐらい知ってるんですよ。売上げは売上げなんですよ。経費は経費なんですよ。 それを相殺してもらって帳簿から姿を消すなんてことは、どっかに金額をくらましたとい う疑いさえ持たれるんですよ、逆に言ったら。絶対に売上げは売上げで帳簿で計上しなき ゃならないんです。売上げはあったけどもそれは相殺して売上げを外しましたという話は、 簿記上、経理上は出てこないんですよ。だから、ここで書いてある中身から見れば、減免 規定で対応するんじゃなくして、あくまでも受益者負担金は負担金として上げて、そして 立て替えてもらったお金はお金で経費として出すと。その帳簿の経理をすると。これが僕 は前提だと思いますよ。減免することによって受益者負担金の8,000何がしというもの が帳簿に載らない。立て替えてもらった七千何百万というのも帳簿に載らない。差し引き した差額だけが帳簿に載ります。こういう在り方は絶対に一般的に通用しませんで、これ は。まして、もっと言わせてもらうとね、ついでに、何でこのJRAの問題に対して、今 まで特別負担金も課せずに令和2年まで投げとったかということですよ、もっと言わせて もらうと。平成13年に供用開始させとるでしょう、特別負担区域で。料金は取っとるか 知らんけど、特別負担金は取ってないでしょう、そのときに。本来なら取らにゃいけない ですよ、これは。それを令和2年まで投げとったんですよ。それで平成30年になって整 備区域に入れて、初めて受益者負担金っていうのを課したわけですよ。十何年間というも のは投げっ放しなんですよ、これは。こんなずさんな運営っていうのが行われてきとるん ですよ、JRAに関しては。僕は十分に反省してほしいと思うよ。それから、今言った経 理の在り方も、訂正されないような雰囲気だけども、それが本当に正しい姿かどうか、公 務員として。私は十分に反省してもらいたい。そのことを指摘しておきたい。以上。
- **〇国頭分科会長** 指摘ということでよろしいですか。
- ○遠藤委員 指摘はしなくてもいいわ。
- **〇国頭分科会長** では、次に移ります。

事務報告、342ページ、合併処理浄化槽補助制度の普及促進について、遠藤委員。

- **○遠藤委員** 事務報告書を読むと、この補助制度の周知を図るために大篠津町を重点的に 戸別訪問したと、こういうふうに書いてありますが、これはどういう意味でこういうこと が行われたんですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** まず、戸別訪問に至った経過ということでございますが、この合併処理浄化槽の設置事業につきましては、年間100基という設置基数の目標を掲げて普及促進行っておるわけなんですけども、令和2年度前半において新型コロナの影響もありまして、設置基数が対前年度比で伸び悩んだということもありまして、新型コロナが落ち着いた10月上旬から目標設置基数の達成に向け大篠津地区の対象家屋を

戸別訪問し、普及促進に努めたものでございます。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 ちょっと今の説明で僕は分からないところがあるんだけどね、この合併浄化 槽の補助制度っていうのは普及促進に使うための事業なんですか、これ。僕が思ってるのは、下水道区域が整備されても、7年以上たってもその下水道が入ってこないんで、それに伴って、その7年以上もたって下水道整備ができないところには合併浄化槽の設置を認めます、そこについても補助制度を出しましょう。それから下水道区域が入らないところについては、合併浄化槽をやられた場合には補助制度を出しましょう。僕はそういう奨励をするものではなくて、ある意味では救済的な意味があるんじゃないですか、補償制度としての。全く手をつけない、これは国からも制度として行われていますけども、奨励して100基、予算化したから100基こなさなきゃいけないというような、そういう問題じゃなくして、希望があればその補助制度がありますから利用してくださいと、普及促進をするという意味の事業なんですか、これ。捉え方がちょっと分からない。
- **〇国頭分科会長** 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** 普及促進ということで戸別訪問したんですけども、これは国の10年概成方針、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%の達成に向け、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせて早期概成を目指しておるものでございます。米子市の生活排水対策方針にも早期概成に向けた整備の手法の一つとして、公共下水道と合併処理浄化槽の両者で概成に向け推進していくというふうに位置づけられておるものというふうに認識しております。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- ○遠藤委員 合併浄化槽というものの補助制度というものの事業と、下水道事業っていうのが同時に動くことは分かりますよ。だから、下水道区域でない、整備区域でないところに対する補助制度として、これが充填されていくということは分かりますよ。だけども、なぜ大篠津町というものが出てくるのか。ほかの区域はどう考えておられるのか。こういう問題が見えてこないんですよ、この報告書では。
- 〇国頭分科会長 下関部長。
- ○下関下水道部長 なかなか普及が進まない地域の生活排水対策をどうしていくのかということだと思うんですけれども、31年の生活排水対策方針を議会にもお示しをして、10年概成に向けて、どのようなメニュー、どういったような施策を行っていくのか、どういった方針で臨むのかということは御報告をさせていただいているところでございます。その中に、この合併処理浄化槽というものも実行メニューの一つとして掲げさせていただいております。その中では、戸別訪問などによって啓発普及活動を図るといった形で記載をさせていただいてるところでございます。確かに下水道部のほうは、公共下水と合併処理浄化槽と2つの事業を持っておるわけですけれども、この方針を取りまとめる際にも、確かに二重投資ですとか、あるいは公共下水への切替えがなかなか進まなくなるんじゃないのかというような問題はあるというふうには認識はしておったんですけれども、それでもなお相当の整備に期間を要するということから、早期概成というものを重視をして、早く皆様に快適な生活環境を提供するということを重視いたしまして、そういった方針をお示しをして、その際に議会に対してもその旨を御説明をさせていただいたというふうに認

識をしております。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 僕は、この周知目的のために集中的に各地域を戸別訪問して歩くなんて報告は、委員会として受けた覚えはありません。いつそういう報告があったか分かりません。 私が休んでるときかどうか知りません。だから私はお聞きしてるんです。だったらほかの地域はどうされるんですか。大篠津町だけで終わるんですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** 大篠津地区を令和2年度に回ったわけでございますけども、対象家屋の件数が比較的少なかったことなどから、モデルケース的に当該地区を選定し普及促進に努めたものであり、なお、この戸別訪問によって大篠津地区の申請件数の伸びが見受けられ一定の効果が認められたことから、本年度は和田地区にも範囲を広げ、戸別訪問を行ってるところでございます。決して、ちょっと事務報告の書き方が悪くて申し訳なかったんですけども、大篠津地区を限定して回るという、戸別訪問をするということではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** ほかの地域はどういう計画になるんですか、戸別訪問が。
- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **〇足立下水道部次長兼下水道営業課長** 令和3年度は和田地区と、あと大篠津地区の戸別 訪問できなかったところを回っておりますけども、あとその後につきましては、順次戸別 訪問の効果とかを勘案しながら計画を立てていきたいというふうに考えております。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** 僕は見えないような計画じゃなくして、見える計画をつくってもらいたいと思う。言われたらつくります、言われなかったら自分たちだけの机の上でやります、そんな仕事はやめてほしい。

それから、私が疑問に思うのは、大篠津や和田や、あとは富益や夜見や、どういうふうになっておるか知りませんけど、ここの下水道計画っていう目標はどう定めていらっしゃるんですか、これから。私は訪問されたときに、地域の方々が自分たちのところも下水道区域だと思うけど、計画区域だと思うけども、整備区域に入ってないがどうしてくれるんだと、こういう声が出ていませんか。それに対してはどう対応していらっしゃいますか。

- 〇国頭分科会長 足立次長。
- **○足立下水道部次長兼下水道営業課長** 戸別訪問の中で、様々な意見をいただいておるところでございます。一番多かった反応としては、温度差はありますものの、今後検討するという前向きなものが多かったように聞いております。ただ、その中で、大篠津町に下水道が整備されるのはいつかということをおっしゃった方も、数名ですけどもいらっしゃったというふうに報告を受けております。以上でございます。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** いや、問題はそれに対してどういうふうに行政としてはお考えになるんですか。市民の方がいつになるんですかって言われたときに、どういうお答えをされてるんですか。
- 〇国頭分科会長 足立次長。

〇足立下水道部次長兼下水道営業課長 この補助制度自体が、当面の間、下水道が来ない 地域を対象としておりますことから、そのように申し上げております。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、私は本当にもう少し長期的な視野に立った説明のできる体制というか、計画のつくり方っていうのがあっていいんじゃないですか。例えば、令和8年だったかな、9年だったかな、前の国の財政計画の関係の区域設定が行われて、60~クタール整備事業が進んでるんですけども、それから先の見通しは全く立てられないという状況にあるでしょう、今。年度がちょっと違うかも知らんけども。その中にあって、夜見、富益、和田、大篠津という区域が入ってるんじゃないですか。そこに対する将来的な下水道計画はどうするんですかと。米子市全体としての議論として、当然起こってくる話なんですけど、それは国の補助制度の見通しが立たない限り議論ができませんと、こういう形のままで行かれるんですか。だけども、どういう形で補助金が入ってくるかどうか分からないけども、整備計画区域である以上は整備区域としてやっていきますと、整備区域として定めてやっていきますと。言うなればそのスケジュールはどうするんですかと。こういうことに対する答えを持たなきゃいけないんじゃないですか。そういうことは必要ないんですか。どういうお考えですか。

〇国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 この問題は以前にも議会にも御報告し、そのときにも随分お叱りも含めて 多くの御意見をいただいた案件であります。委員おっしゃるとおりなんです。私が着任し たときにこの問題については、率直に申し上げます、全く方針が決まっていなかった。こ れどうするんだという話をしたら、答えが出せない課題だと、このように下水道部は当時 言ってました。でも、それはいかんだろうと。きちんと、もちろん全てを整理できる、あ るいは整理ができない部分もあるかもしれないけど、大きな方針、考え方は整理して、議 会も含め、住民の皆さんも含め御説明をして、そして生活排水対策をしっかりやっていく ということを市として整理しなければならないということで、これは私、正直に言います、 先頭に立って、下水道部と一緒にこの問題の整理に当たったという経過があります。そう いった経過につきましては、既に議会に御説明してます。31年の2月だったんですかね、 その頃だと思います。これは当時もあった話でありますが、大前提として令和8年度、下 水道整備の概成、新規管路の概成ということを国がはっきり言っています。これはどうも その背景には、当時も議会でも御説明いたしましたが、その時点になると全国の下水道整 備管路のうち、ちょっと正確に覚えてませんけど、6割とか7割といった水準の管路が整 備後50年を超えるという状況が発生いたします。つまり何が申し上げたいかというと、 もう本格的に全国の下水道は更新の時代に入ってくるということであります。したがって、 新設整備に対する予算を配分するのが非常に厳しくなると。つまり、今使ってる下水道予 算を2倍に膨らませればいいのかもしれませんけど、そんなことは恐らく国も難しいでし ょうから、新設整備に向けてる予算も含めて、下水道整備の予算のほぼ大半を既存管路の 更新改修に充てていかなければならない。この節目が令和8年ということだというふうに 私は承知しております。そうなりますと、大変申し訳ない話です。当時もおわびを申し上 げましたが、大変申し訳ない話でありますが、現在整備区域に入っている夜見、そして富 益、和田、大篠津、あるいは内浜側もあります。まだ整備区域に入っているけども下水道

整備が来ないと、来ていないという地域、これは区域に入れてるということは下水道整備 をある意味お約束した地域であるわけでありますけども、ここの整備というのは現実的に 非常に難しいという状況を我々想定せざるを得ないということであります。ただ、だから といって、じゃあ生活排水対策を投げとくのかと、こういうわけにいかないと。それから、 今の時点で国が完全に扉を閉めていない。つまり、もう令和8年度以降は新設予算を一切 つけないと。あるいは、つけるとしてもこれぐらいの規模しかつけれないというようなこ とをまだはっきり国は言っていませんので、令和9年度以降の整備計画を見定めることが できないという状況の中ではありますが、正直言って、申し訳ありません、この議場、渡 辺委員もいらっしゃいますが、大篠津に管路を引くことは非常に難しい、一番遠いのが大 篠津でありますので。そういった状況を踏まえたときに、地域の皆様方にもそういったこ とをおわびも申し上げながら、合併処理浄化槽で排水対策をやっていただきたいというこ とを、当時地域にも出向いて説明会もし、お叱りも受けて、でも市の事情も御説明して、 現在の併用型、つまり当面整備は期待できない、整備が難しいと考えられるところについ ては合併処理浄化槽の積極的な活用をお願いしたいということ、そしてその代わりといっ ては何ですが、補助率も9割というものに引き上げて、全く同じというわけにはなりませ んが、ほぼ公共下水道の負担と水準的には近似したような負担を想定して、地域への整備 をお願いしてるという経過がございます。このことはその当時、議会にも御説明をし、進 めているところであります。その一環として、もっとも遠い大篠津の地域の戸別訪問から 着手したということであります。従来、戸別訪問までは多分やっていなくて、自治会等を 通じた回覧板あるいはチラシの配布、説明文書なり要請文書の配布というようなことでや ってきたんだろうと思いますけども、なかなか年間100基という目標、この年間100 基というのは、先ほど来御説明してるとおり、生活処理排水対策の概成基準である95% というものを達成するために設けた目標でありますので、これをできるだけ達成すべく、 積極的な取組を行うべきだということ、これは議会のほうからも御指摘をいただいてる話 でありますので、これを達成すべくそういう取組を下水道部のほうでやっていった。そし て、今年はさらに和田に広げているというのは今の実情でありますので、私のほうとして はそのことを改めて御説明申し上げるということであります。以上です。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕は今、副市長が言われた言葉のあやを取るわけじゃないけど、大篠津、和田、富益、夜見は整備区域外でしょう、まだ。整備区域にまだ入れてないでしょう、あそこは。僕はそう理解してますよ。計画区域でありますけども、整備区域、事業区域外だと思いますよ、まだ。そこの辺については整理しておいてほしいと思います。私がここで問うてるのは、そういう将来的に見て、今、副市長が言われた大事な点があるんですよ。国からの財政事情の背景がそういうことだと。新規はなかなか難しくなってくるよという、老朽化に対する対応が重点になってくるよという流れが起きてきてると。そうなってきたときに、米子市はそれに向けてどうするかということの中で、例えばまだ整備区域に入ってない区域については、合併浄化槽を重点的に生活排水対策でやっていきますよと。こういう方針をお出しになるならば、この重点的な取組というのは、私は理解できると思っています。それは現に、下水道区域の皆さん方からも声が出てるんですよ。今度下水道料金が上がるという情報が流れてますね。現実に上水道に対して、下水道の料金負担が、僕は

120だと思っとったけど、ある方は150まで来とると。下水道のほうが高いと。これは耐えられないと。そういう声が出始めてるんですよ。そうすると、今の状況を見とって、さらに整備区域が確定されてない区域を含めて、さらに新規の工事をこれからも進めていくのかと。しかもその区域は、いわゆる下水道の標準的な人口規模とされる1~クタール40人以下の区域が多いです。そうなってくると採算が合わないことは最初から分かってる。そういうところに新規投資をしてきて、そして維持管理費を含めて将来的な推計をしたときには、さらに下水道料金に跳ね返る。こういう中で、本当に受益者である市民の方が耐えられるかどうか。僕はこういう判断というのが出てくるんじゃないかと思ってるんですよ。であるからこそ、じゃあ戸別訪問で集団的に取り組んでいくという、空白地域に、やることについて意味は分かりますけど、そうであるならば下水道計画というものとの整合性をどうセットしていくのか。このことが前段になくちゃいけないんじゃないか。そのことの前段の整理の仕方をそろそろされなきゃいけんじゃないかと、こういうことを私は求めておるんですが、いかがですか。

〇国頭分科会長 下関部長。

○下関下水道部長 遠藤委員さんの先ほどの御意見、御質問についてでございますけれども、まず、これは以前、委員会でしたか、でも御説明しました覚えがあるんですけれども、水道料金と下水道料金、もともと算出根拠が違います。抱えておるインフラ、サービスを提供するかかる費用というものが違いますんで、水道料金と比べられるっていうのは、公共料金を大きく俯瞰してみてどうであろうかということはあろうかとは思いますけれども、比べられるということについては、こちらとしてはなかなか、そういった考え方はちょっと難しいんじゃないかなというふうには考えております。

それと、今後の将来の整備計画との整合性というようなお話でしたでございますけれど も、先ほど来から出ております生活排水対策方針ですけれども、ここの中にも概成後、令 和9年以降のことについても触れております。それは、今現在は概成に向けて市街化区域 を優先して整備を進める方針ですけれども、補助制度ですとか、あるいは人口などの社会 環境の変化を踏まえて、持続可能な事業運営の在り方を検討していくと、その後の対応に ついて御説明をさせていただいているところでございます。先ほど来お話もありましたよ うに、それこそ管渠整備から更新事業への補助制度自体がシフトしていくんだろうといっ たところはそういうふうに感じておりますし、そういったような方向性も国としては出し ておられます。ただ、管渠整備についても全国の市町村見回しますと、まだ下水道普及率 が40%台、50%台っていうところも散見されるような状況でございます。ですんで、 管渠整備がこのままゼロになってしまうっていうことはこちらも想定はしておりませんの で、今よりも絞られるけれども、幾ばくかの補助制度としては存続していくんだろうとい うふうに思っております。そこら辺の状況がまだはっきりと目に見える状況ではございま せんので、こちらのほうといたしましては、今進めております概成に従って、概成の達成 状況、そういうものを踏まえて、概成の状況が見通せるようになるような時点で、さらに 今後どうしていくのかというしっかりとした方針を出す必要があるというふうには考えて おります。いずれにしましても、市民の皆様は95%の生活排水対策ができたからよしと いうわけではないというふうに思っております。全ての皆様に100%生活排水対策の恩 恵を享受していただくというのが私たち下水道部の使命だというふうに思っておりますん

で、引き続き、公共にしましても合併処理浄化槽にいたしましても、そういったことをしっかりと進めながら、市民の皆様の生活環境の向上ですとか、公衆衛生の向上、さらには 公共水域の水質保全、こういったことにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 部長ね、スローガンはいいです、スローガンは。僕が求めておるのは、市民の生活の立場に立った形で、今後、下水道事業っていうのはどう考えるかという視野をもっと広げてほしいと思います。現に下水道料金の負担が上水道とは違いますから、それは仕方がありませんっていう説明じゃないんですよ。トータルとして家計が負担をする割合の中で、上水道、下水道の負担が増えておる。それが今後も増えるようなシステムが構築されるということになれば大変だということを私言ってるんですよ。高齢者になってきて収入が減ってきて、本当に下水道つけたけども、毎日の生活費の中でその割合が増えてくる。その負担をどうしようかと。切実な声だと思いますよ、これ現実的に。現に下水道をつけたら庭に水まいても、自動車洗っても、全部下水道料金に転嫁されるんですよ、これは。それは本当に大変だと思いますよ、1万5,000円、2万円払うということは。僕はそういうことを含めて将来的に見たときに、人口の1へクタール40人以下の区域に、採算の合わない区域に整備計画というものをどんどん進めていくというようなことが果たして妥当かどうなのか。そういうことも含めてきちんと将来展望というのを今考えていかれるべきじゃないですか。そのことを私は申し上げておるんです。改めて検討してもらいたい。要望しておきます。
- **〇国頭分科会長** 要望でよろしいですか。
- 〇遠藤委員 うん。
- **〇国頭分科会長** 以上で下水道部所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩午前11時16分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

それでは、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、都市整備部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表1ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の170ページ、事業番号339、事業名、北公園墓地事業について、中田委員、お願いいたします。 中田委員。

- ○中田委員 それでは、この北公園墓地の事業なんですが、先ほどのこの170ページのところの記載で、令和2年度の未使用の許可区域数だとか、それからその決算額のところは出て、それから令和2年度の実績として15区画ということの実績が書かれて報告があるわけですが、この墓地、実際には北と南と両方墓地がありまして、墓地の全体像の中でのこの実績の状況、それから近年いろいろ、例えば墓じまいだとか様々な墓地に対するニーズの変化等もありまして、いろんな傾向が見られるわけですけれども、この墓地の全体像の中での使用状況と、その傾向についてまずお伺いしたいと思います。
- **〇国頭分科会長** 遠﨑建設企画課長。

○遠崎建設企画課長 北公園墓地と南公園墓地の使用状況と傾向についてでございますが、まずは使用状況でございます。令和2年度北公園墓地の使用状況は、総区画数が971区画ございまして、使用許可状況は956区画、率にしますと96%でございます。空き区画につきましては15区画ございまして、令和2年度の募集区画のうち、新規許可区画は17区画募集かけまして15区画が新規の許可となっております。次に、南公園墓地の使用状況でございますが、総区画数は2,384区画ございまして、使用許可状況は2,284区画ございます。率にいたしますと96%でございます。空き区画でございますが、現在100区画ございまして、令和2年度の募集区画のうち新規許可区画でございますが、58区画募集をかけまして13区画が新規の許可となっております。

現在、使用の傾向でございますが、昨年度墓地返還件数は、北公園墓地が20件ございました。南公園墓地は21件ございました。返還の主な理由につきましては、先ほど言われたとおり、墓じまいや改葬などによるものが多くなってきております。最近の市民からの問合せで多い内容は共同墓や永代供養に関することでございまして、今年の2月以降で35件の問合せがございました。また、墓じまいや改葬により返還された区画に対しまして、新たな使用希望者の数が下回り、区画数が年々増加傾向にあるということでございます。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 今お聞きして、募集に対しての実績としてはまあまあというか、あれですけ ど、先ほど言われたように、傾向としては墓じまいや様々なことで、全体のニーズ自体は どんどんどん、例えば核家族化していって、その分、核家族化の上昇分と同じように 墓地のニーズが増えてるかっていうと増えてないと。共同墓だとかそういったニーズも一 方では出ているという傾向ですよね。

ちょっとここでもう一つお聞きしておきたいのは、そういった状況もあるんですけども、 北公園墓地の場合は用地そのものはもっと取得してますよね。まだ整備してない、未整備 の土地があるはずなんですけど、その辺の全体のどのくらいあってとか、状況ですね、そ の辺をお伺いしときたいと思います。

〇国頭分科会長 遠﨑課長。

○遠崎建設企画課長 北公園墓地の取得している未使用用地の状況でございますが、北公園墓地は総面積が約1万8,000平方メートルございます。そのうち未使用用地は北西側に約4,600平方メートルございまして、これは将来的な需要に応じまして整備するように開発当初に取得しているものでございます。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 先ほど言いましたような全体の傾向を捉えて、それで墓地というのは、ほんなら足りんからあちこち次々造ろうというような性格のものではないので、しっかり将来的な見込みの中で用地を確保しておくとかということも大事ですけども、一方では、さっき言った墓じまいだとか共同墓だとかというニーズなんかもあったりしまして、北だけではなく、ここでは北に関してなんですけど、南なんかも古い墓地になってきてますんで、中には例えばお寺さんがその区画を持ってるところとか、いろんな形態が南の場合はあったりもしますけど、やっぱりここら辺で全体の墓地をにらみながら、墓地事業をにらみながら、傾向をきちっと踏まえた、将来的な考え方というのを持ちながらやっていく必要が

あると思っているんですけども、その辺についてはいかがですかね。

- 〇国頭分科会長 遠﨑課長。
- **○遠崎建設企画課長** 今後の未使用用地の使用見込みについてでございます。墓じまいによる墓地の返還が増加傾向にございます。また、共同墓についての問合せも年々増加しておりますので、皆様の墓に対する考え方が変化してきていることは認識しております。共同墓など新しい需要や公営墓地の在り方も含めまして、未使用用地の活用方法につきましては現在研究中でございます。以上です。
- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- ○中田委員 中には、例えばかつては北公園墓地が整備される前は南公園墓地を使用される形を取って、いろいろ代替わりする中で、居住地が弓浜半島のほうに移ったりして、既に南に持っているから南にそういった盆だ彼岸だっていうときに行かれてるけど、だんだん高齢化もしていくと。そうすると、できるだけ近いところがいいというような方の声もちょこちょこ聞いたりもするんですね。ですから、全体像、南と北と両方セットにした公営墓地としての全体像の中でその傾向を把握しながら、どういうふうに例えばニーズとしてシフトしていくべきなのかと。そこら辺のことはやっぱり今やっておくべきではないかと思うんですね。それで残りの用地の4,600ぐらい残ってるっていう未整備区域の、この考え方もやっぱりちょっと今の時期、早いということではないと私は思ってまして、そこら辺のことをしっかり踏まえて、年間の使用の募集の仕方とか、あるいは募集形態とか、そういったものを、繰り返しになるかもしれませんけど、考えとく時期じゃないかと思うんですけど、部長、どうですかね。
- 〇国頭分科会長 隠樹部長。
- ○隠樹都市整備部長 中田委員がおっしゃることはごもっともだと思ってます。やはり言われますように、南公園墓地から北公園墓地にやっぱり替わりたいという方もおられますんで、やっぱり全体で、米子市全体持っている公営墓地の中でそういった移動、または先ほども課長のほうが言いましたけども共同墓っていうニーズも上がってきてますので、北公園墓地だけに共同墓を造ればいいのかとか、南公園墓地にも必要であろうということも考えられますので、そういった総トータルで、やはりこれからの墓の運営というのは考えていかないけんと思いますんで、今研究中ということでございまして、共同墓のほうを今ちょっと現地のほうも先進地に見に行ったりして、ニーズに合ったようなものにせんといけんという話もしておりますので、今、委員が言われたような総トータルで見る、これからの公営墓地の在り方というのは、合わせて研究していきたいという具合に考えます。
- 〇国頭分科会長 中田委員。
- **〇中田委員** 決算なのであんまり要望するということよりも指摘のほうでいきたいとは思っているんですが、先ほどちょっと私も述べたような実態もありますし、今、部長が言われたようなことも実態としてあるもんで、とりわけ南のほうが山の斜面に沿って墓地が結構急な斜面のところを形成されてて、階段も手すりはついてますが、かなり急な階段の場所もありまして、それで交通の便のことも含めて、それぞれの階段状に整備されたところに行こうと思うと、ずっと奥まで上がっていって、一部車もあまり置かれないところから横に移動してこないとなかなか行かれないような場所もあったりするんですね。それこそバリアフリー的に考えても、高齢化が向かっていく中で、その構造が本当に今どきに合

った構造なのかというような実態もあるわけですね。そうすると北公園墓地のような、い わゆる平地のところで整備していくようなところをどう考えるかというところが、結構私、 大事だと思ってまして、そこら辺の検討を進めていきながら整備すべきだということが一つ。

それから、これは指摘という形で、事業そのものというよりは、さっき私お伺いしたようなことを、できれば今回のこの報告の説明書の中に、決算額の実績とか当該年の区画の数字だけが上がっている状態なんですけど、できるだけ全体像が分かるような数字の表記の仕方というか、報告の仕方っていうのをまたちょっとぜひ考えていただけたらと思ってまして、この件についてはちょっとそういう分かりにくさがあるということを、この記載の仕方ですね、そこら辺についてはちょっと指摘しておきたいというふうに思います。以上です。

○国頭分科会長 分かりました。

次に、使用料についてで、又野委員、次の南公園墓地の件で、一緒でよろしいでしょうか。

又野委員。

- **○又野委員** この中で、北公園と南公園の墓地事業で、新たに使用を許可した区画数とか分かるんですけれども、これまでも度々聞かれてることだと思うんですけれども、ここ使用料って書いてあるんですが、ごめんなさい、これ管理料のことになるかと思います。管理料の未納の件について、改めて件数と金額について、まず教えてもらえますでしょうか。
- 〇国頭分科会長 遠﨑課長。
- 〇遠崎建設企画課長 北公園墓地及び南公園墓地の管理料における滞納数と未納金額についてでございますが、令和2年度の北公園墓地は、件数が4名おられまして、滞納金額は9万2,340円となります。南公園墓地につきましては23名おられまして63万5,880円、合計しますと27名で72万8,220円となっております。これは令和元年度の滞納繰越額が119万9,150円ありましたものが、先ほどの72万8,220円になりましたので、滞納繰越額は47万930円の減少をいたしました。以上です。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** この滞納繰越額が結構減少をしていると思うんですけれども、これまでより 大幅にこれは減少されたのか。もしそうであれば、どのようにして取り組まれて減少した のか、そこら辺ちょっと聞かせてもらえますでしょうか。
- 〇国頭分科会長 遠﨑課長。
- ○遠崎建設企画課長 未納金額でございますが、大幅に減少いたしました。といいますのが、未納金額に対する取組をやっておりまして、例年行っていた郵便や電話による催告のほか、自宅への訪問件数を増やしました。その結果、分割納付にたどり着いた例もございまして、また担当係内での体制を組みまして、全職員で臨んだということで滞納繰越額の縮小につながったものと考えております。以上です。
- **〇国頭分科会長** 又野委員。
- **○又野委員** 大幅に滞納金額が減ったということで、その取組の状況がこれまで一部の担当だったのが全体で取り組むようにされたということで、本当にこのこと自体は大いに評価させていただきたいと思います。ほかの仕事でもあるかもしれないんですけれども、な

かなか1人で担当すると進まなかったり、1人で苦労しているっていうところで、進まなかったところにみんなで取り組んで進めて、逆にそれが時間が効率的に使われて、ほかの仕事に取り組めたりっていうこともありますんで、ここだけじゃなくても、そういうような取組、進めていただければと思いますけれども、ちなみに全体で取り組んでみて、何かこういうようなところで課題があったとか、そういうような点があれば教えてやってください。

- 〇国頭分科会長 遠﨑課長。
- **○遠崎建設企画課長** 未納者に対して苦慮している点でございますけども、滞納者が県外の方の場合で、今現在コロナ禍でもございますので、自宅訪問が、電話やお手紙ということはできるんですけど、自宅訪問がなかなかできないということで、電話と郵便ということで対応しかできないという状況だということでございます。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** 訪問件数を増やして滞納を減らされたっていうことだったんですけど、県外のほうはコロナのこともあって、なかなか。実際に本当に顔を合わせると全然違ったりもしますんで、引き続き訪問とかしていただけたらと思います。私も収税課にいたこともありますんで、やっぱり直接話しすると全然違う部分もありますんで、その取組、続けていただければと思います。

あと、ちょっと確認ですけれども、この未納金額とか滞納金額について、ちょっと見つけることができなかったんですけども、これだけ残ってるとかっていうような報告って、 どっかにあるもんなんでしたでしょうかね。この決算の書類の中で、事務報告とかでもいいですけれども。

- **〇国頭分科会長** 足立建設企画課総務担当課長補佐。
- **○足立建設企画課総務担当課長補佐** 未納件数と金額でございますが、米子市歳入歳出決算審査意見書のほうに金額については記載されているんですけれども、ちょっと件数のほうは報告には上がっておりません。40ページになります。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** もしよろしければそこら辺も分かるように、何か今後検討していただければ と思います。以上です。
- **〇国頭分科会長** それでは、次に、決算に係る主要な施策の説明書115ページ、事業番号229、事業名、市道安倍三柳線改良事業について、又野委員、お願いいたします。
- **○又野委員** これ各個質問等でも出てたことなんですけれども、市道安倍三柳線改良事業、この区画の部分が一旦完成したということで、交通渋滞の緩和ということでこの事業をされたと思うんですけれども、実際にこの区間の開通後、その効果についてどのように把握しておられて、どういう評価をしておられるのか、その辺り聞かせていただけたらと思います。
- **〇国頭分科会長** 北村都市整備課長。
- **〇北村都市整備課長** 安倍三柳線1工区の開通に係っての交通渋滞の緩和の効果についてですが、安倍三柳線の開通後、JR境線の踏切や周辺道路において渋滞が解消されたとの話を近隣の自治会等から伺っております。また、効果としては、周辺道路の渋滞が解消されたことで物流や移動時間の短縮につながり、防災面や周辺地域へのアクセス強化等が

期待されると考えております。以上です。

- 〇国頭分科会長 又野委員。
- ○又野委員 地元のほうの方からもそういうふうに声を聞いておられるということで、私もたまたま長田産婦人科の辺りのそばを通ったときに、そこの区間が開通したということ、あんまり意識せずに通ったときに、あらっ、全然ここを車がつかえてないなというので、私自身も実感をさせてもらったところですけれども、このように必要な道路、本当につけていくことは大事だと思うんですけども、車に今、過度に依存している社会っていう、そういうような状況も一方ではあると思いますんで、そこら辺のバランスを取りながら、今後この道路整備とか事業について考えていただければと思います。以上です。
- **○国頭分科会長** 次に、事務報告290ページ、事業名、弓ヶ浜公園スケートボードパーク修繕工事について、田村委員、三鴨委員、渡辺委員、お願いいたします。 渡辺委員。
- ○渡辺委員 それでは、質問させてもらいます。

今、コロナ禍っていうことで、あんまり外に出るっていうのが少ないと思うんですけども、この質問をしてから1回行ってみました。そしたら、これ平日だったんですけど、今週。そしたら1人やっておられましたね、スケートパークでなくてバスケットコートで来ておられましたんで、バスケットしてないんで、こういうこともあるんだなと思いながら見てきました。皆さんも御承知のようにオリンピック種目にもなってますし、メダルラッシュ、またすごく年齢の若い方からでもできると。スケートボード自体はインターネットで買えるという時代背景がありますんで、このコロナ禍以降、どういう形になるのか分かりませんけども、ちょっと質問したいと思います。

このスケートボードパーク修繕されたんですけど、設置した年と修繕に至った経過をお 伺いしたいと思います。

- **〇国頭分科会長** 北村課長。
- **〇北村都市整備課長** 弓ヶ浜公園スケートボードパークの設置年と修繕に至った経緯ということでございます。このスケートボードパークは平成15年に設置されまして、現在に至っております。修繕に至った経緯なんですが、経年によりコンクリート舗装に段差や表面にひび割れが生じていることから利用者からの修繕要望を受けまして、安全性の確保のため段差を補修し、路面を滑らかにするための仕上げ剤を塗布をしたものでございます。
- 〇国頭分科会長 渡辺委員。
- **○渡辺委員** 見たら何か塗ってあるなという感じがしました。それで、これ令和2年、修繕したんですけど、スケートボードパークの修繕前後の利用者数を把握されてるかどうかをお伺いしたいんですけど。
- 〇国頭分科会長 北村課長。
- **〇北村都市整備課長** スケートボードパークの修繕前後の利用者数を把握しているかということでございますが、このスケートボードパークにつきましては自由利用ということでございまして、利用者等の集計はしておりません。ただ、ここ指定管理者のほうが巡視をしていたり管理をしておりますので、その報告を聞く限りでは、土日を中心に3名から10名程度の利用者がいるというふうに伺っております。
- 〇国頭分科会長 渡辺委員。

- **○渡辺委員** 利用に当たっての規則等あるんですか。
- **〇国頭分科会長** 北村課長。
- **〇北村都市整備課長** 利用に当たっての規則ということでございますが、利用者に対して、 利用時間やヘルメット等の安全具の装着、マナー向上の協力依頼などを利用上の注意とし て看板を設置して掲示しております。
- 〇国頭分科会長 渡辺委員。
- **○渡辺委員** 私もこの間行ってみて、看板があって、確かにヘルメット等の安全具の装着、 マナー、書いてありますし、施設内でのけが等は米子市は一切責任を負いませんというよ うな内容が書いてあったんですけど、これをオリンピックであれだけ見なかったらこうい う質問はしないと思ったんですけど、あれを見ると、このコロナが明けてからどうなって いくのかなっていうのは考えるんですよね。特に修繕の後、この通告した後に、BSSも 特集っていうか、あそこでスケートボードできるんですよと、公共で米子にはありますよ っていうような内容の放送をされてましたよね。だけん、これはとってもいいことだと思 いますよ、公共で持ってるって。何か鳥取市が今の庁舎の前のコンクリートでやってる、 スケートボードしてる人があったんで、できなくなるんで設置の検討をしとるっていうの もお伺いしましたけど、米子市はそういう面では平成15年ですけん、先進的なんだと思 います。ただし、そうなるといろんなけがとかいろんなことが起こると思うんですよね。 ですから、看板は見ましたけども、一切負いませんで済む問題なのかっていうのもあるん で、そこら辺をもう少し検討していただきたいなという思いであります。というのは、あ れ見てても、すごいもう転んだりあれで、オリンピック選手でも手の骨折ったとか、足の 骨折ったみたいな放送でも言ってますんで、そこら辺でそれをちゃんとしとけばいいんで しょうけど、そういう競技だということを踏まえながら、そういった利用に当たってって いうのはもう少し考えていただきたいですし、人数が増えてくるかもしれませんので、そ の場合の対応というのも、コロナが明けてからだと思うんですけど、前もって考えていた だきたいなというふうに思います。

それで、このスケートボードパークの市民の認知度についてはどう考えられてるか、お 伺いしたいと思います。

- **〇国頭分科会長** 北村課長。
- **〇北村都市整備課長** 本スケートボードパークの市民の認知度についてということでございます。スケートボードパークについては、平成15年度の開設時からホームページに掲載しているところですが、利用者数の増加があんまりないということで、今後認知度を上げるために、ホームページの更新等、広報などを努めていきたいと考えております。
- 〇国頭分科会長 渡辺委員。
- **○渡辺委員** 同じような話ですけど、先ほども申し上げたんですけど、オリンピック後の 広報っていうのはどう考えてるのか伺いたいと思います。
- **〇国頭分科会長** 北村課長。
- **〇北村都市整備課長** オリンピック後の広報ということでございます。オリンピック後及びといいますか、今回修繕をしたということもありますので、利用者の増加が期待できるところですが、今回の機会を捉えまして、適切な広報を行いたいというふうに思っております。また、スケートボードパーク外での滑走など、利用マナーの低下も見られることか

ら、マナー向上に対する啓発も同時に行っていって、利用者が増加したときに、コロナも ありますけども、そういうことも併せてしていきたいというふうに考えております。

- **〇国頭分科会長** 渡辺委員。
- ○渡辺委員 そのマナーというのは、多分先ほど申し上げたバスケット場のところでやってる方がおられるっていうことだと思うんですけど、そういった広報も今後どれだけ増えるかどうかっていうのは想像もつかないんですけど、そうすると、どうしても路上でやられるですよね、市道とか。そういうところでやればより危険があるんで、誘導するっていいますかね、米子市にはちゃんとした施設がありますよという認知度さえあれば、そこに行ってやるのが一番安全だし、テレビで見たのはオリンピック競技ですから、ある程度できる施設になってますんで、ああいったことがパークとか、ああいうっていうのかな、ああいうのができるようになってますんで、そういった誘導もするような広報をしていただきたいなと思います。以上です。
- **〇又野委員** 関連でいいですか。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** すみません。ちょっと市役所の職員のときに、このスケートボードパーク場を造ってほしいという提案を職員の集まりの中で私もさせてもらったのがあって、ちょっと気にはなったんですけれども、私も少し前に行ったときに、バスケットコートのところでスケボーしている子どもたちが何人かいたんですよね。そのとき私も聞けばよかったんですけれども、ほかのことでちょっと行ってたので聞かなかったんですけども、例えば、何でスケートボードパーク場でせずにバスケットコート場でやってるのかとか、そういう何か意見を聞いたりだとか、例えばこうやったらスケボー場のほうで利用してやりたいんだけどなとか、そういうような意見っていうのは聞いておられたりとかするんですか。それとも、今後もしあれだったら聞いていっていただきたいなとか思うんですけれども。
- **〇国頭分科会長** 北村課長。
- ○北村都市整備課長 スケートボードパークでスケボーをせずにバスケットコートでやるということなんですけど、意見といいますか、利用者のほうから、一部の利用者といいますか、なんですけども、修繕に至った経緯の中で、スケートボードパークが経年劣化でコンクリートが表面が悪いよと。ただ、バスケットコートのほうについては、アスファルトの上に塗り、塗りといいますか、表面に塗装をしてるので、あちらのほうが滑走するのにいいっていうふうには伺いました。今回の修繕に伴いましては、利用者の方とちょっと協議といいますか、お話をしながら、今回こういう材料で表面をやりますけどもどうでしょうかということでお話をさせてもらって、今の状態になったというふうになって、今後それで利用者のほうの安全だとか、増えることにつながればなというふうには思っております。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** 声を聞いてっていうことでよかったんですけど、結局、せっかくスケートボードパークがあるのにバスケットコートのほうでやっておられるっていうのが、本当に残念な感じが私もしたので、積極的に意見を聞いていただいて、スケートボードパーク場でしていただけるような格好にしていただければと思います。以上です。
- 〇中田委員 関連で。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 私もちょっと関連で、似たようなことになるかもしれませんけど、もともと これ平成11年ぐらいだったと思いますけど、駅前周辺の整備とか、そういったものが進 んだときに、当時あの辺でスケートボードをやってる若い人たちが結構いて、その人たち がやる場所を失って、市内のいろんなところでやり始めたという現象が見られました。そ れで、その当時やってた、言ってみれば駅前周辺から排除されたという気になってるよう な若い人たちが陳情を上げたんですね、市議会に。その陳情を上げる前に、私は実はその 人たちの意見を聞いてくれということで、その人たちの意見を聞いて、それだったらちゃ んと自分たちが管理できるというか、けんかになったり事故になったりしないようなこと が本当にできるんだったら、恐らくこれは、将来スポーツ競技になるかもしれないような すごくハイテクニックなものになっていくと思うよっていう話をしたのをしっかり私は覚 えてます。それが陳情に結びついて、それで市議会で陳情が採択されて、それでこのスケ ートボードのところと、それから3 o n 3 のところが平成15年の整備に至ったっていう 経緯があるんですね。さっき申し上げた、もともとやり場所がない人たちがそういった状 況が起きてたことを、当時も行政が動いて造ったっていう経緯があるので、これはさっき 渡辺委員が言われたように、やっぱりやる場所として少し誘導的に考えたほうが、しかも 健全性を持って、安全性と健全性を持って使用されるような、今は自由にやってください みたいな感じなんですけど、そういったところには一定程度の管理的なものの考え方が入 るのは仕方がないような私は気がしてまして、そこら辺を踏まえて実態調査をやっぱりも うちょっとすべきじゃないかって私も思うんです。

というのが、今でも、例えば東山中学校の米川の反対側がバスなんかの回転場所の円形のところになってるんですけど、それこそ自転車の練習場所がないちっちゃな子どもが、あそこで自転車の練習する子もいますし、そこにこのスケートボードを持ってきてやってる子なんかも、土手のところの駐車場に止めといて、親も一緒なんですけど来て、あそこを滑走するシーンもちょくちょく見るんですね。そうすると、自転車練習してる子と、スケボー練習してる子が交錯するような場面もあって、親がついてますから、小さい子で。危ないよとかってやってるんですけど。結局いろんなところでやろうとするんですけど、そういったことから考えると、整備もいわゆるビギナー編でやれるようなところがきちっとないから、そういう平地を狙って、危なくないようなところで練習するレベルの人がいたり、それからもっとテクニックを上げていきたい人たちは、それなりの構造のところを狙っていくみたいな違いが出てくるのは当然のことだと思いますので、そこら辺もちょっとやっぱり十分調べられたほうが、私はいいと思います。そういう意見として言わせてもらいました。

- **〇国頭分科会長** 要望ということで。
- **〇中田委員** 要望っていうか意見ですね。
- **〇国頭分科会長** よろしいですか。分かりました。

そうしますと、次に移ります。113ページ、事業番号225、事業名、道路新設改良 事業について、中田委員、お願いいたします。

〇中田委員 これは本会議のほうでも質問もさせていただきましたし、稲田議員でしたで しょうか、予算づけの話も出たり、予算のある程度確保が必要じゃないかというような話 も出たり、私もそういう言い方もちょっとさせていただきましたけど、バリアフリー化に向けて、特に私も今回、本会議で質問させていただいたように、歩道の改良といいますか、歩道環境の整備というところで、既存のところをある程度やっていく、いろんなところの事業に実はまたがってると思うんですけど、あえてちょっとここの新設改良というところでの実績をもう少し詳しくお聞きしたいということで、歩行のところの、あるいはこれは歩行者だけじゃなくて障がい者とか歩行困難な方だとか、いろんなあると思うんですけど、この事業の中でのそういった改良の実績がありましたらお伺いしたいと思うんですけど。

〇国頭分科会長 伊達都市整備部次長。

〇伊達都市整備部次長兼道路整備課長 道路新設改良事業におきます歩行空間の改善、その実績というようなことになろうかと思いますけれども、本事業は市道の新設や拡幅を行うものでございまして、多かれ少なかれ歩行環境の改善には寄与するものと考えております。令和2年度におきましては、特に歩行者の通行環境改善に資する事業として、ちょっと歩道の整備っていうのはないんですけども、2事業実施をしております。

1つ目の事業でございますが、尾高地内におきます市道尾高岡成赤松線という事業でございまして、令和2年度、約700万を投じております。これは県道との交差点部分の拡幅を行いまして、歩行者の横断部分に待機スペースを確保しておるものでございます。

2番目でございますが、市道日ノ出町博労町線というところでございまして、博労町三丁目の事業でございます。工事費として約430万投入しております。これは啓成小学校、それから米子工業高等学校、米子東高等学校などがあるエリアでございますが、それらの通学する小学生や高校生、この辺りが集中する地区でございまして、事業の内容としましては、蓋のない道路側溝を蓋つきの側溝に改良いたしまして、路肩を広げることによりまして歩行空間、この安全を確保したものでございます。以上でございます。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 私も校区内ですので、日ノ出町、博労町三丁目のところの、あそこのところ は進捗をずっと見ていて、地元要望も出とった場所ですんでね。通学路だけじゃなくて公 民館に向かっていく動線にもなるところで、かつては米工のところの側溝が、すごくがあ んってあって、その先が一方通行だったりするもんですから、交通量も意外と多くて、幅 員がそんなにない状態っていうか、側溝がある状態だったんで、それが劇的に改善して非 常によくなったと、安全になったという声も地元から多く上がってるんです。やっぱりち ょっと本会議でも言いましたけど、新規でやるところはそれなりに確保して、幅員が取れ たりとか歩道のある程度の幅が取れたりとか、今どきの配慮がちゃんと道路構想の中で反 映されるというのもあると思うんで、それはそれで推進していただくということで、こう いう側溝のある場所とか、そういったいわゆる歩道環境の、ちょっと本会議と繰り返しに なっちゃうかもしれませんけど、歩道環境のなかなかよくないところといいますか、不十 分だと、歩道環境としてですよ、そういったところをやっぱりちょっと把握をしながら、 事業のところの優先順位を選択していく優先順位も決めるということがある程度できると、 もともとの車道の幅はなくても、こういった非常にいい改良が、側溝の蓋を直すことによ って、蓋をすることでできるといういい実例だと思うので、そういったこともやるべきだ と思うんですけど、そういう全体像の、車道の幅員だけじゃなくてそういったところの把 握っていうのは、現行でもやられているわけですか。

- 〇国頭分科会長 伊達次長。
- ○伊達都市整備部次長兼道路整備課長 今年度から選択して来年度から実施する工事の優先順位でございますけれども、それぞれの要望に従いまして現況を確認させていただきまして、特に通学路という、こういった視点、これは点数もちょっと配点をさせていただいております。そういったような全体的なところ、通学路でありますとか、そういった歩行者環境というところに目を配りまして配点しているものでございますんで、今後、この9月、10月以降になりますけれども、今まで集まっとる要望を採点させていただいて、優先順位をつけていきたいということで考えております。
- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- ○中田委員 特に今回のこの事業で指摘を云々ということではないですけど、ああいう側溝の状態を改良することによって歩道環境が整ったり、あるいは今は民地との協定を結んで、歩道空間を民地も含めた環境改善をするとか、いろんな多様なやり方があると思うので、そういった全体像の中でそれこそ歩行環境ということをやっぱり進めていくような着眼というか、計画を立てる段階で。場合によっては予算規模も多少上下するかもしれませんけど、そういう観点での設計というか整備の考え方っていうのは必要ではないかというふうに意見を申し上げておきたいと思います。以上です。
- **〇国頭分科会長** それでは、予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩午後1時00分 再開

〇国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、都市整備部所管部分の審査を行います。

決算に係る主要な施策の説明書の128ページ、事業番号256、事業名、市営住宅管理事業について、中田委員、お願いいたします。

- ○中田委員 市営住宅の件なんですけども、成果っていうところではこの数字が金額ベースと、それから居住決定数とかっていうことで書かれているわけなんですが、私ちょっとお伺いしておきたいのは、この事業での改めて公募の方法と、それからいわゆる抽せんで落選した人、かなわなかった人、この人たちの動向といいますか、抽せん漏れしたときにどうしているか。こういった状況については把握されているのか。その辺についてお伺いしたいと思うんですけど。
- **〇国頭分科会長** 池口住宅政策課長。
- ○池口住宅政策課長 まず、入居者の公募の方法につきましては、毎月、月初めになりますけども、公募する住宅の部屋を指定させていただいて、その住宅に対して公募をしております。その住宅に対して申込者が複数なり競合した場合には抽せんを行い、入居者を決定しているということであります。

落選した入居希望者の動向につきましては、ちょっとその辺は把握はしておりませんが、 落選された方の中には、希望された住宅が再度募集に出たときに再度申込みをされるとい う方がおられるという方もおられます。

- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- **〇中田委員** 先ほどおっしゃったように、公募の仕方としては部屋というかその特定の住宅を指定して公募をかけて、そこにっていう形ですよね。それで、例えば東町なんかもそ

うなんですけど、ある特定の、要は入りたいというところが非常に多く、倍率としては高い倍率で殺到したり、それから場所によっては全く逆の傾向で希望がないとか、そういった傾向が実際ありますよね。本来的には低所得の住宅困窮者がその確保をするための施策だと認識しているので、その公募の仕方自体が本当に妥当なのかどうなのか。その辺については検討はされたことはありますか。

〇国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 先ほど中田委員のほうからありました公募の仕方ということなんですけども、現在、先ほど答弁しましたとおり、公募いただきまして抽せんという格好でさせていただいとるんですけども、当然、言われるように集中する住宅とあまり公募がないというか、申込みがない住宅というように両極端に分かれるところが結構ありまして、その辺についてもうちのほうでも、どうしたほうがいいのかって、その方法についてはなかなか難しいところがあるので、例えば他市の状況だとか、そういったところも研究しながら考えていきたいなというふうには思っております。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 私さっきもう一つの質問として、要は抽せん漏れした人のその後の動向を把 握されているかっていう質問したわけですけども、いろんな方の意見を聞くことが多々あ りまして、それで言い方が悪いですけど、ついの住みかを探すように、何回抽せん漏れし ても何遍も狙っていくという方もいらっしゃるっていう声も結構聞くんですよね。一方で、 要は住宅困窮者でいろいろ、言ってみれば事情からいくと優先的に入れてあげたい人がな かなか思うように入れないというようなことも一方で声も聞いたりもするんです。そうす ると、特定の場所に殺到するような抽せん方法っていうのは、私は本当の意味で政策目的 からいくと、住宅困窮者の救済する市営住宅の本筋からずれてくるんじゃないかと思って まして、仮に同じ住宅困窮の状況を等級分けっていう考えがいいかどうか分かりませんけ ど、であれば、その特定の場所から漏れたら、次の場所に優先されるようなやり方で、本 当の住宅困窮者を救済していく考え方が私はあるべきだと思ってまして、だから今のよう な特定の場所に殺到して抽せんする。さっきも言ったように、運がよければついの住みか だって言って抽せん狙って、言い方悪いですけど宝くじが当たるようなつもりで探しても らうようなことはあってはならないと思うので、そこら辺のところはやっぱり抽せん方法 の見直しをすべきだと思ってるんですね。今後の方向性のところにも記載してありますけ ど、これは本会議でもちょっとあったかもしれませんけど、答弁なんかでは、今後人口減 少に向かっていくので、全体的には総量抑制ということ自体は私は否定しませんが、その 一方では、高齢化したり独居の高齢者が増えてくる傾向も見えるので、そうすると今後の 住宅供給の在り方っていうのは、やっぱりここら辺でもう一回きちっと組み立て直したほ うがいいって実は思ってるんですね。例えば博労町住宅のように廃止になる。そうすると、 あそこなんかは高齢者にとっては本来なら、車を持ってなくても買物とかいろいろ移動が しやすいというか、あまり移動しなくてもいろんな目的が達成できる場所にあったりする んですけど、そういった場所は廃止になって、車を持たなければなかなか生活ができない ようなところはいまだにあったりとか、あるいは河崎のように数世帯しか入ってないけど 老朽化が進んで、でも土地そのものは非常に広大だったりして、うまく土地の活用という か資産の活用ができてないところもあったり。そういった中で、本当の事業目的に合った、

政策目的に合った住宅困窮者の救済措置っていうか、そういった人を支える、住宅供給するっていう施策の本筋からいくと、やっぱりきちっとそこら辺整理して、今後行政だからこそやるべき住宅供給の在り方っていうのは整理されていくべきだと思うんですね。場合によっては、さっき言ったように抽せん漏れしても何とかしのげれるっていう人は、本当は低所得っていう面からいくと、どこまで困っとるのかなっていう考え方も出てくるんです。まだ民間の住宅に入るだけの、苦労はされてるかもしれませんけど、もっと困ってる人に比べたら余力があったりとかというようなこともあると思うので、一番最後のところに出てる民間住宅の活用なんかの考え方も含めて、そこら辺は整理されながらやっていく、誘導的に住宅供給の仕方をやっていくべきだと私は思ってるんですけど、その辺についてどうですか。

〇国頭分科会長 隠樹都市整備部長。

〇隠樹都市整備部長 委員おっしゃられますように、以前からこの市営住宅におきまして は、やはり地域的な要因もあると思いますけども、やっぱり人気があるところないところ がはっきり分かれておりまして、議会答弁のほうでも答弁したことがあると思いますけど も、やはりそういった本当に困っとられる方っていいますのは、やっぱり住宅を、言われ ますようにきちっと提供してあげるという考え方を持たなければいけないと思いますし、 また逆に、やっぱり地域性を求められる方っていうのも非常に多くて、利便性だとか、そ ういう方を考えますと、多少待ってもらえる方はいいんですけども、そういった中にもそ ういった住宅に困られる方っていうのもいらっしゃるというところで、やはり民間住宅、 総量として見れば民間住宅の活用をしながら、市営住宅も含めて、そういったような皆様 に提供していけれるような環境をこれからはつくっていかなければいけないという具合に は考えておるところでございまして、それをやるためにも、今なかなか市営住宅のストッ クっていうのもかなりありまして、それらを減らしていきながら、そういった例えば民間 住宅、地域性のいい場所に存在して空き家となっている民間住宅っていうのを有効に活用 して、そういった少しは余裕があるような方に対して提供をしていけれるような体制整備 っていうのは今後必要になってくるという具合には考えておりまして、今の市営住宅の計 画の中にも一応その点は盛り込ませていただいてると考えておりまして、今後、現状の市 営住宅を廃止していきながらその維持管理コストというのを下げて、そちらの新たな需要 のほうに転換していくというような考え方は常日頃から持っているところでございまして、 今後とも検討はしていきたいという具合に考えております。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 決算の場ですので、例えば仮に東町を募集したけど東町で抽せん漏れしたと、でも非常に困ってると。そうすると、違う場所にでも例えば誘導をするような、例えば将来的に、そういった個人の希望とか特性とかがあるので、場合によっては、言ってみれば取りあえずここに入ってよと。だけど、今後こういう条件のところが空いたら、高齢者なんかの独居なんかではニーズ的にある可能性が僕はあると思うんですけど、そういったときの例えば再度引っ越しをするようなところに対する何らかの支援措置だとか、そういったことを組み合わせながら誘導的に持っていくっていうことが私は必要だと思ってまして、ただ、その制度を変えていくっていうのは非常に時間もかかることなので、今回の決算としては、ぜひ抽せん方法っていうか、今の住宅供給の公募の仕方、それから抽せん漏れし

た人の扱いですね、そこら辺については検討をしていただきたいということを要望、要望 じゃないですね、すべきだということを指摘させていただきたいと思います。

- 〇国頭分科会長 隠樹部長。
- ○隠樹都市整備部長 先ほどちょっと答弁いたしましたように、大きな枠組みとしては答弁したとおりだと思っておりますけども、今、中田委員のおっしゃられました現状における抽せん方法、それから漏れた方に対する二次的な補完的な策、これについてはおっしゃられることはごもっともだと思っておりますので、抽せんのやり方ですとかそういったことは、ちょっと見直しのほうを今後検討してみたいという具合に考えてます。
- **○国頭分科会長** 次に、決算指摘事項の15ページ、市営住宅長寿命化改善事業について、 遠藤委員、お願いいたします。
- **○遠藤委員** 当局にまずお伺いいたしますけども、令和元年度の決算指摘事項、これに対しては具体的にどのように認識をされていらっしゃいますか。どのように受け止められておられたんですか伺います。
- 〇国頭分科会長 池口住宅政策課長。
- ○池口住宅政策課長 令和元年度の指摘事項につきましてですけれども、用途廃止決定住宅につきましては、以前から入居者に対して説明をさせていただき、住み替えのほうを推進させていただいておりますので、引き続きその事業を促進していくというふうに考えておりますし、用途廃止の候補住宅につきましては、書かせていただいておりますけども、特に河崎住宅、候補はあるんですけども、今回、河崎住宅につきましては簡二住宅を用途廃止候補としておりますので、令和3年度に入居者に対して、まず用途廃止についての説明会を開催させていただき、また入居者の意向とか、そういったことも踏まえながら、廃止に向けたスケジュールを作成していきたいというふうに思っております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 議会側が指摘した事項は、用途廃止と用途廃止候補の住宅管理の事業計画が 作成されていないと、こういうふうに指摘をさせていただいておるんですけども、これは 事業計画は策定されたんですか。
- 〇国頭分科会長 池口課長。
- ○池口住宅政策課長 用途廃止住宅につきましては、大垣、尚徳住宅になりますけど、博 労町は解体をしますので。この2住宅につきましては、現在、入居者に対して住み替え先 を提示させていただいて、住み替えのほうを推進させていただいております。スケジュー ル等についてはまだ作成をしておりませんけども、毎年そういった候補を詰めさせていた だいて、住み替えのほうをお願いをしている状況であります。河崎の簡二住宅につきまし ては、今、廃止に向けたスケジュールとか確定したものは持っておりませんけども、来月、 令和3年10月に入居者に対して説明会を開催する予定としておりまして、そういった説 明をさせていただいた後、また入居者の意見、入居者の意向とかも加味させていただいて スケジュールを確定させていただきたいというふうに思っております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** ここで申し上げておるのは、議会側として、僕は事業というのはある程度計画的に進めなきゃならないと思っているんです。だから、入居者の意向を踏まえながら廃止しますというこの意味が分からないんです。例えば河崎住宅を例に挙げますと、200

戸近くあるんでしょう、二階建ての用途廃止候補の住宅っていうのは。あれ四階建て入れるともっと増えるかもしれない。そうすると、そこに入居者の皆さんの意向を踏まえて話合いしますと言っとって、じゃあ、その意向がまとまらなかったら空き家状態っていうのがずっと続くわけですよね。一番僕が心配してるのは、住宅環境の問題なんですよ。あるいは、住宅そのものの施設の管理の問題なんです。それいつまでもほっとかれるんですかというのが僕あるんです、根っこには。そうじゃなくして、それを上手に回転していきて、そして本当に廃止する部分のところがあれば廃止をするという、そういうものをきちんとスケジュール的にお考えにならなきゃいけんじゃないですかというのが指摘事項だったと思うんですよ。そういうふうに受け止めていらっしゃらないんですか。そういうことの議論をして、この指摘事項は出来上がったと思ってますよ。だから話合いをして、話合いをしてという話じゃなくて、その二階の。そのこと自身の基本的なところが事業計画として出来上がっていないということを言ったはずなんですけどもね。そういう理解ではないんですか。

〇国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 まず、河崎の簡二の基本的な考えといたしましては、耐用年数が経過しても建て替えは行わず、入居者に他の住宅に住み替えをしていただき、廃止をしていくというのがまず大前提にあります。その用途廃止に向けて、具体的な内容といたしましては、希望があれば河崎の他の住宅へ移っていただいたり、また他の市営住宅へ移っていただいたり。基本的に先ほど遠藤委員のほうもおっしゃいました、虫食い状態になるということになりますので、市といたしましては、まずエリアを決めさせていただいて、順次そのエリアの方から空いた市営住宅、空いた河崎の簡二のほうに移っていただいて、空き家のほうの修繕をさせていただきますので、そちらに移っていただき、空いた河崎の簡二のほうから順次壊していただくということを説明会で説明させていただこうかというふうに思っております。当然、現入居者の方からもいろんな意見が出るかと思います。できる限りそういった入居者の方の意見は尊重させていただこうかと思っておりますが、当然先ほど言いました用途廃止をしていくということが目的でありますので、市としてできないことはできないということも踏まえさせていただいて、説明会のほうには先ほど言ったことで説明をしていきたいというふうに思っております。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 今年から入居の意向を踏まえながら、計画的な住み替えをすると。こういう 回答があって、今説明の中では、空いてるところの住戸改善をしながらそこに移り住んで いただくというふうな話が出てる。それはいつ頃から住み替えするための空き家の修繕は されるんですか。

〇国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 まず、先ほど答弁しましたとおり、来月、10月から説明会を開催 するつもりでおります。その結果を受けて、何回も多分、一遍の説明では多分済まないと 思いますので、何回か足を運ばせていただいて入居者のほうに理解をいただきながら、早ければ令和4年度からでもできればと思っておりますけど、そこはまだ確定ではありませんけども、まず、取りあえず入居者の方に説明をさせていただいて、まだ一度も説明した ことがありませんので、まず説明をさせていただいて御理解をいただき、事業のほうを進

めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 こういうことはお考えにならないんですか。既にあそこ二階建てが200戸近くある中で、例えば半分空いてるところを修繕をして、そこに移動していただく。そうすると半分の分は全部空き家になりますよね。なったらそこで初めて建物を廃止していく、こういうものが見えてきますよね。だけども、今のお話を伺ってるとそうではなくて、話しして話しして話しして考えますという話になってしまったけれども、僕が思ってるのは、今、空き家になってる状態から見ると虫食い状態で、決していい生活環境の実態ではないわけですよ。入ってらっしゃる方も気持ちが悪いと思う、隣は全部空き家で自分だけがそこへおるっていうのは。いうことも含めて考えると、廃止する空き家になってる数と移動してもらう数というものをセットして、そしてそちらの修繕をまずやると。そうしといて、そこで空き家をつくっていくと、廃止する空き家を。いうようなスケジュールは組み立てられないんですか。
- 〇国頭分科会長 池口課長。
- ○池口住宅政策課長 ちょっと私の説明不足だったかもしれません。先ほど遠藤委員がおっしゃったとおり、極端に言えば半分を修繕し、半分に移っていただいてという方法も当然あると思います。そういった方法も含めて、基本的にまず現入居者の方に退去していただく、住み替えていただくっていうのがまずありますので、そういったほかの住宅へ移る方も当然おられると思います、御希望があればということになりますけども。先ほど遠藤委員がおっしゃったとおり、虫食い状態で住宅自体を空き家を残しておくということはやっぱり管理上よくないというふうには考えておりますので、半分を一遍にするのか、その辺はちょっと考えますけれども、一応、空いた、修繕した空き家のほうに移っていただいて、順次壊していただくという考えには変わりはございません。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- ○遠藤委員 だから、申し上げたことの内容を少しくみ取っていただけたようですけど、そうであるならば、そういう住み替えをして修繕をしていくっていうものをセットにした中で、3年間なら3年間でこういう計画でやりますということをもって団地の皆さん方というか、関係者の方々に説明会を開くというのが段取りじゃないですか。そのものがない中で説明会、住み替えをしていただきます、どっか移転してくださいっていうだけでは、物事が進まんじゃないですか。そういうことのスケジュールを含めながら説明会を開くということであれば中身が見えてくるんですけど、いかがですか。
- 〇国頭分科会長 隠樹部長。
- **〇隠樹都市整備部長** 遠藤委員さんおっしゃられることが、今、課長のほうが言ったところと重なる部分もありますけども、まず我々といたしましては、今、住んでおられる方に対しまして、このままここに住みたいですかということも含めまして、例えば今、改修しております 50R-1ですとか 50R-2の高層のほうというのも空き家がありますので、空き部屋が。そちらのほうとかも提供ができるというようなことを申し上げて、どれぐらいの方がまずこの河崎住宅の中に継続してお住まいになりたいかという把握をするために、まず説明会を1回行わせていただくと。続きまして、その人数が把握できますと、空き家を修繕する戸数が何戸要るのかっていうことを把握した上で、予算もありますので、何年

から移転のほうを進めていきますという次の段階の説明を行っていくというような考え方でおりまして、まず池口課長が言ってるのは、最初の人数把握をするために、米子市の考え方を今住んでおられる皆様方にお伝えして、入居する場所、住み替えをしていただける方、その場にとどまられる方っていう人数を取りあえず確認をさせていただくという目的で説明会を行うということを申し上げてるところでございます。

- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** つまり、今、部長の説明された中身っていうのは、いつ頃までにそれはまと まるんですか。年度内にはそれがまとめ上げられるんですか。

それからもう一つは、今、二階建てだけの話が見えていますけど、四階建ても廃止する ということになっていますよね、方針としては。それも含めて説明会をやられるんですね。

- 〇国頭分科会長 隠樹部長。
- ○隠樹都市整備部長 現在は、今、長寿命化の改修に伴いまして、高層のほうの説明に入っておりまして、先ほど遠藤委員おっしゃられました低層のほうにつきましては、10月頃から説明に入る予定としておりまして、ニーズ把握については年度内には全て完了ができるという具合に考えております。現在、一応このコロナ禍でもありますので、ある程度人数を縮小した格好で行う必要もあるかと思っておりますので、その辺のスケジュールっていうのは多少長く見込んではおりますけども、年度内には一通りの皆さんからの御意見というのは確認できるんではないかという具合に思っております。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 説明会にある程度の人数制限とかいろんなこと工夫は必要だろうとは思いますけども、その前に、全体的なあの団地の皆さん方にそういう用途廃止をするという考え方を事前に周知されていくという方法は取られますか、取られませんか。
- 〇国頭分科会長 隠樹部長。
- ○隠樹都市整備部長 これも先ほど課長のほうが最初に申し上げたかも分かりませんけども、この説明会の中には、一応住宅について廃止住宅は廃止するということを説明すると申し上げたと思いますので、今、該当になっています河崎の簡二の低層につきましては、廃止をしていくという前提でお話をするということになると思っております。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 簡二については分かりましたけど、四階建ての分が2棟廃止することにもなっておるでしょう。それらの皆さん方に対しての説明はされないんですか。
- 〇国頭分科会長 池口課長。
- ○池口住宅政策課長 遠藤委員がおっしゃる河崎の2棟って、多分48Rのことだと思いますけども、48Rにつきましては、長寿命化計画といたしましては、次年度見直しを行うときに廃止をするかどうかも含めて検討するというようにたしか記載させていただいていたというふうに思っております。当然、河崎住宅につきましては、今回の高層も含めまして、全体計画を皆さんの全住宅のほうに説明して回ろうかというふうに思っております。以上です。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 全部説明して回ると、そのやり方がちょっと飲み込めないんであえてまた重ねて聞きますけども、私は、例えば団地の皆さん方全体に対して、用途廃止する、廃止す

るというそのことの方針の説明というのをチラシにして、全所帯に配っていかれることがあるんですか。それとも個々に説明されるんですか。あるいは説明会をそのたびごとにやって、そのときに説明されるんですか。その中身を聞いとるんです。私が思うのは、個々に説明されたり個々に歩いていかれることもあるでしょうけども、まずは説明会に臨むに当たって、全体に対してのそういう周知というか、情報提供をされるお考えはないかということを聞いとるんです。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- **〇池口住宅政策課長** すみません。おのおの住宅ごとに説明会をさせていただこうという ふうに思っております。個々に1人ずつではなく、棟ごとに説明会を開催させていただき まして、状況を説明させていただきたいというふうに考えております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 私も三柳の県営住宅の再開発事業を手がけた一人ですけども、県と一緒になってね。対象となる棟だけの説明会では、僕は不安をあおると思っていますよ、地域的に。 僕はやはり、やられるなら全体的な方にその情報を提供した中で、今日は1棟、2棟という形での集会の説明会に来てくださいということをされんと、僕は無性に住民間の中で不安が出てくると思いますよ。

そういうことだから、私は全体的に河崎住宅の、市営住宅の在り方についての考え方を 全体的に情報提供された上で、一つ一つ説明会の段取りをされていくと、こういうことが 僕は必要じゃないかということで申し上げとるんですよ。いかがですか。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- ○池口住宅政策課長 先ほど申しましたとおり、棟ごとに河崎の全体の構造、構想といいますか、それをそれぞれの棟に、皆さんに説明をしていくふうに考えておりますので、個々の棟に個々の棟だけのことを説明するわけではなく、説明会は個々の棟をさせていただきますけども、それぞれに河崎の全体計画のほうを説明させていただこうというふうに思っております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 何かそこはしっくりしないけど、全体的に情報をまず住民の皆さん方に周知 していただくように、これは要望しておきます、中身として、ちょっと分かりにくいです から。

それからもう一つは、事務報告書を見て、今、中田委員も指摘されたことが、私も関連して思ってるんですけども、この事務報告書の332ページを見ていただくと、入居者の公募という一覧表が載っております。そこで、河崎の募集が令和2年度10戸あって、6人申込みがあって、結果的に5人しか入居されていないという結果が出ています。それから錦海町、7戸募集して、申込者が2人あって、2人しか入居してない、こういう結果になっておりますけど、この内容の募集と申込者数の乖離というか相差はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- **〇池口住宅政策課長** 先ほど遠藤委員のほうがおっしゃいました、例えば河崎とか錦海町、例を出していただきましたけども、先ほどの中田委員のほうでも話させていただきましたけども、やはり市営住宅が募集出したときに、どうしても募集の人数が多い、例えば東町

であったり西福原であったり加茂、そういったところは非常に募集が集中すると。逆に、 先ほど言った河崎であったり青木住宅であったり錦海町住宅であったりと、ここは非常に 募集に対して応募が少ないと。やっぱりこれについては、建築年数であったりとか周辺の 立地条件、立地状況が影響しているのではないかというふうには考えております。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 僕はちょっと現実に合わんと。河崎の場合は、これ四階建ての形で入居募集 されたと違うんですか、再整備したところの、改良住宅じゃないんですか。二階建てもさ れたんですか。
- **〇国頭分科会長** 潮住宅政策課長補佐。
- O潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐 今の御質問ですが、御指摘のとおり、今回の河崎住宅につきましては二階建ては募集しておりませんで、改良いたしました 49R -1 のほうの建物を募集した実績でございます。

それで、内訳としましては、やはり四階のほうが残っておりましたものですから、49 R-1の四階のほうの住宅を募集しまして、募集がなかったこともありましたので、その後、何回か募集させていただきました。それがこの数字になっております。以上です。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** これは改良されるときにいろいろ議論をしましたよね。四階建てというところにエレベーターないままで、将来的に見て大丈夫なんですかと。だから、エレベーターでも設置していかないとうまくいかないんじゃないですかといったことが、現実的な形で私は出てきているんじゃないかというふうに思うんですよね。だから、今後、四階建てについても同じように改良されるところが出てくるけれども、そういうところの条件整備ということは十分に、この実態から見ても検討を要される必要があるんじゃないかなと、このことを指摘しておきたいと思うんですね。

それから錦海住宅、これは、かなりあそこは新興住宅の中にある建物で、そんなに古い住宅じゃないと私は思っているんですけども、この違いというのは何でですか。これは駅の距離から見ても近い団地ですけども、あそこの建物はそんなに古い住宅じゃないと思ってるんですけども、修繕された結果、7戸修繕しとっても2人しかなかったというのはどういうふうに見ていらっしゃいますか。これは富益や青木とはちょっと状況が違うんじゃないかと思うんですけども。

- **〇国頭分科会長** 潮課長補佐。
- ○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐 今の御質問ですが、確かにおっしゃるとおりで、錦海住宅、今回の募集いたしましたのが5Rという建物で、平成5年、ざっと二十七、八年ですか、たっておるところです。それで、内容につきましては、子育て世帯の方とか、通常の一般の方とかというふうに申込みをしておるのですけども、どういった理由かというふうに今申し上げられたんですけど、ちょっとうちのほうも原因が分からなくてですね、確かにおっしゃったとおり、場所も駅からも、市内中心部にも近いですし、建築の年はそこまで古くはないんですが、やはり周辺にスーパー等の利便施設とかもございませんし、病院等もちょっと離れているのでしょうか、そういったことでちょっと敬遠されてらっしゃるのではないかというのが今の考えでございます。以上です。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。

〇遠藤委員 その辺のところをよく検討していただいたほうがいいじゃないかと思いますね。

それからもう一つ、私はこの実態から見て、令和2年度の公募に対する申込者数というのは94人、こういう形になって出ております。入居措置率が28.7%いうことで、実際の入居者数は27人ということが実態のようですね。そうすると、やっぱり市営住宅に対する需要というのは、社会の中で、地域的に、市民社会の中において極めて高い要素が残っているんじゃないかなと私は見ているんです。特に両三柳、それから富士見町、東町、加茂、五千石、ここの辺りは募集戸数に対して申込者数がかなり多いということのデータが上がっとります。こういうことを考えると、今、中田委員からも言われたけども、いいところには集中する、こういう傾向あるでしょうけど、しかし、この数字そのものはいいところだけの集中じゃなくて、それだけのやっぱり需要、まだ米子市民社会の中には求められてる件数、声が大きいというふうに私は見届けるんですけども、それとも需要は下がっていく傾向にあると見ておられるのですか。どういうような見解を持っていらっしゃいますか。

〇国頭分科会長 池口課長。

○池口住宅政策課長 先ほど遠藤委員のほうがおっしゃいましたけども、令和2年度の実績といたしまして、49の公募をさせていただきましたけども、94人の方が申し込まれ、結果27人の方が入居されたということで、実際に募集は49戸募集していたんですけども、結果としては27人の方しか入居をしていただけなかったということで、先ほどから話をさせていただいておりますけども、市営住宅で申込みが集中するところにやっぱり募集の人数が集まってくるということもありますので、市営住宅の全体の戸数としては、ある程度満たされていないというふうには考えてはおりません。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 私はそういう意味で、河崎住宅の集中しておる地理的も非常に便利なところにあるものを、どれだけの戸数として今後考えていくかということの、私は再考を実は求めたいと思ってるんです。今日は決算ですから多くは入りませんけども、今の市営住宅の長寿命化計画で、あれを二階建ても含めて、四階建て含めて200戸近いものを全部廃止するんだという筋が本当にいいかどうか。こういう実態から見たときは、河崎なんかでも、四階建ての部分は置くにしても、便利な場所であるということは間違いないと思います、米子市の中心地から見ても。そこでやっぱり住居を確保するという条件を具備してるわけですから、問題はそれをどういうふうにフォローしていくかという問題だと思ったもんですから、それを全部廃止だという今の長寿命化計画の在り方は、私は再考が必要じゃないかと思ってるんですよ。

これはまだ時間がありますから、長寿命化計画の流れの中で、こういう社会的な状況を 踏まえた中で、もう一度、私はこの長寿命化計画の河崎の廃止戸数については再考を求め ておきたいというふうに思います、こういう令和2年度の取組の状況から見てね。

それからもう一つ、私、気になるのは、民間住宅を借り上げて、旧市内は、そして対応するんだということが述べられていますけども、例えば民間住宅に家賃を補助する場合と、市営住宅で建てて、そして家賃を徴収していった場合、どちらが財政負担が大きいと思っていらっしゃいますか。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- ○池口住宅政策課長 先ほど遠藤委員のほうがおっしゃいました、市営住宅を新しく建てて維持をしていく方法と、民間住宅を借り上げて補助をしていく方法ですけれども、基本的に市営住宅の70年という維持管理していくスパンがありますので、そういったことを踏まえますと、民間空き家を一時的に借りて家賃補助をしたほうが安いというふうに認識をしております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 1人の人が生活をするっていうのは、半年で出てください、3年で出てください、5年で出てくださいというのは、これはなかなか難しい話だと思いますよ。かなり僕は住まれる時間というのは長いと思います、人の生活というのは。そういうことを考えると、僕、今、課長のおっしゃったような形の結果はなかなか見えないなと。

私は検討してほしいのは、市営住宅に生活保護世帯の方が入った場合と、生活保護世帯の方が民間家賃を払っておられる場合と、市の負担はどっちが大きいかということなんです。これ、検討されたことがありますか。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- **〇池口住宅政策課長** うちの住宅政策課としては、そこは検討したことはございません、 申し訳ありませんけど。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 僕は民間住宅の借り上げの問題の参考になると思っています。私が一時期調べて、住宅政策課を含めて生活保護担当課から出してもらった資料によると、市営住宅に生活保護で入っていただいたときと、同じ生活保護者の方が民間に入っていただくときの財政の負担は、民間のほうがはるかに大きいです。今の実態の受給数に掛けてもらえば、その数字が見えてきます。いうことも考えた中で、どういうふうにして住宅の管理をしていくのかということの参考にしてもらいたいと思います。

それからもう一つは、市営住宅の事業というのを一つの会計でくくってみると、職員の皆さんの人件費部分、住宅政策課の、この分の6,000万から8,000万というお金の部分は度外視すると、他の部分では全部家賃で借金の返済、償還金も含めて全部賄えているんですね。こういう実態は御存じだと思いますが、それは確認していらっしゃいますか。

- 〇国頭分科会長 池口課長。
- **〇池口住宅政策課長** 先ほど遠藤委員がおっしゃいました、人件費以外全て賄えているかという話ですけども、多分、市営住宅を70年維持し、そこに入居者が全て入っていただいて家賃を払っていただくという前提ならば、そういったことも考えられるかなというふうには思っておりますけども、なかなか、当然修繕、建て替え、そういったことも絡んできますので、そういったことを考えると、なかなか一つの住宅だけで全てがペイができるとは思っておりませんけども。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 課長、参考にぜひ検討してもらいたいと思うんですよ、今の話ではなくて。 私が言っているのは、各年度ごとの、今言った職員の皆さんの人件費6,000万から8, 000万を外すと、家賃だけで建築した当時の公債費の償還金、公債費ですね、いわゆる 起債の償還金、維持管理、全部賄ってるんですよ。その数字、持ってらっしゃるんです、

あなたの手元には。だから、そういうことを考えると、今の市営住宅の市場というものが 結構大きな財政調整する機能を果たしているということだと思うんです。そういうところ から見て、市営住宅の戸数を将来的にどうしていくのかということは、財政とセットで十 分検討してもらいたいと、このことを要望しておきます。

〇国頭分科会長 以上で都市整備部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩午後1時48分 再開

〇国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

それでは、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、経済部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表の2ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の100ページ、事業番号199、事業名、角盤町エリア活性化事業について、中田委員、お願いいたします。

〇中田委員 それでは、質問させていただきます。

角盤町エリアの活性化事業、コロナ禍で非常に大変な状況下だったと思うんですけど、この資料の中を読まさせていただいて、事業成果のところで、にぎわい創出と活性化を図ったということになってまして、また来訪者の増加による商店街の活性化を図ったっていうことに報告の内容はなっております。

ちょっとまず、実績についてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

- **〇国頭分科会長** 賴田商工課長。
- **○頼田商工課長** 令和2年度の本事業は、角盤町商店街振興組合が主催されます地ビールフェスタin米子に対しまして、集客を増やす新たな取組や、新型コロナの感染拡大防止に関する経費の一部を補助したほか、角盤町中央商店街に対しまして、街路灯をLED化する改修費用の一部を補助したところでございます。地ビールフェスタは昨年度5回開催をされたわけですけれども、総来場者数は約6,500人程度ということで伺っております。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして外出が落ち込む中、こうしたイベント開催を支援することによって、角盤町エリアのにぎわいの創出に幾ばくかの寄与ができたものというふうに考えております。

一方の角盤町中央商店街の街路灯改修は、商店街への来訪者が安心して歩くことができる環境整備が図れたものというふうに考えております。以上です。

- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- **○中田委員** この報告というか説明で、主要施策の説明書の記載では、先ほど言いました 図ったということと決算額というところで、数字上では決算額しか出てないんですけど、 さっき 6,000って言われましたかね、このコロナ禍での、2年度 5 回開催されてると思 うんですけど、ビールフェスタは、これの実際の開催ごとの人数はいかがだったんですか。
- **〇国頭分科会長** 頼田課長。
- **○頼田商工課長** まず、5回開催をしたうち1回目が6月でございます。6月が3,000人、10月が1,200人、11月が900人、12月は700人、3月は700人ということでございます。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 私、この事業を否定しているわけでも何でもなくて、こういったコロナの状況を見ながら、まさに経済との両輪とか、それから、何よりも市民のにぎわいだったりモチベーションだったり、そういった市民生活があまり気持ちが落ちていかないように、こういう一つのイベント性のあるものをやっていくっていうことには意味があるとは思ってて、この事業自体を私は否定しているわけでも何でもないんですけど、とりわけ、誰もが令和2年度っていうのはコロナ禍であったと。非常に厳しい環境下でどうやってにぎわいを維持していくのか。裏を返すと、逆な言い方をすると、へこんでいってる、落ち込んでいってる部分にどうやって我々ができることを手当てをするのかということでの事業評価の意味があったと思うんですね。数でいくと、先ほど言われたように6月が3,000人ぐらいで、あとはもう10月が1,200人、11月になると900人で、12月になったら700人、3月は700人ってどんどん落ちて、とてもじゃないけど人がようけ集まる状況ではなかったと。皆さん方も、ここにおられる方たちの顔も見えるような取組だったと思うんですよ、実際は。

エリア、いわゆる角盤町エリアっていうことで朝日町も含めて言いますと、あの状況下でビールフェス何とかできて、それはそれで意味があることだと思うんですけど、それがどんどん、じゃあ、角盤町、朝日町の繁華街のほうに、飲食のほうに流れてにぎわいが創出できたっていうことにはならないですよね。なかなかその数字が上がってくる状況ではなかった。そうすると、この事業をあえてこういうときに開催する意味は、私、先ほど言いましたようにあると思ってまして、どういう形であればこういう取組ができるんだとかというようなメッセージ性がないといけないと思うんですよ、その開催自体に。人数が3,000人来てたのが700人になったとしても、それを市もこうやって支援しながらやることによって、こういう形ならできるというメッセージ性が私は必要だと思ってるんですよ。

そういう面でこれをばっと見たときに、書きっぷりはいいんですけど、図った、図った、この漢字の選定のせいもあるかもしれませんけど、いわゆる市側として企てたんであれば、企てたことによる成果っていうのは出し方が違いますよね。企てによる成果の表現の仕方っていうのは出し方が違うと思うんですよ。肝腎なのは、我々の企てによってどういう成果を得ることができたのか、そこを報告すべきだと思うんですよ。その辺についてはどうですか。

〇国頭分科会長 賴田商工課長。

○頼田商工課長 中田委員の言われますとおり、イベントを行っているのに数がどんどん 減っていったというのは、コロナ禍の影響という中でやはり人数がどんどん、それがきち んとにぎわいにつながっていないというところは幾ばくかあるというふうに思っています。 ですので、こういったイベントを、点というものを面として広げれるように、あるいは継 続性を持ってにぎわいをつくれるようにということで、こういったルールをつくれば広が るようにというようなところも含めて、今後展開していきたいというふうには思っており ます。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 ぜひ、これは要望みたいな言い方になりますけど、お願いしたいと思うんで

すね。それで、感染状況を見ながら手を打っていくことっていうのはこれからも続いていきますんで、そのときに一定程度のお店側も取組の状況がきちっとできて、それで、そこの来訪者も一定の、例えば4人以下だとか、そういった条件下であれば安心してというか、安心してというより気をつけながらと言ったほうがいいのかもしれませんけど、これだったらできるということも今も考えておられますよね、やろうとしておられる。ですから、そういうメッセージ性というか、取組成果をそういったところに求めていくようなことで、開けば、例えば支援するんだとかいうような単純なものではないと思ってるので、コロナのこのウィズコロナって多分、当分続くと私は思っているので、ゼロコロナにならない限り。そうすると、その中にどういう成果を求めていく、どういうことが期待できるかっていうところが、ただ経済が回ってお金が流れりゃいいなというような大ざっぱな期待ではなくて、このウィズコロナでそういうことができることに関して、どういう成果が得られるようなものなのかっていうところまで踏み込んだ練り込みっていうか、想定の中での支援の仕方があるべきだと思う。とりわけこのウィズコロナではそうあるべきだと実は思ってるので、そこら辺についてはやっぱり取組をより企てを緻密にというか、ものにしていかなければいけないのではないかというところは指摘しておきたいと思います。以上です。

- **○国頭分科会長** 次に、決算指摘事項についての7ページ、商工業振興資金貸付事業について、遠藤委員、お願いします。
- **○遠藤委員** 処理状況に対しての処理の考え方が示されておりますけども、一般会計と区別していく必要性はない、こういうふうに整理されていらっしゃいますけども、これはどういう意味で、そういうふうな形になったんですか。
- **〇国頭分科会長** 賴田商工課長。
- ○頼田商工課長 地方公共団体の会計は、財政状況の全体像が容易に把握できるよう単一であることが望ましいというふうにされております。その原則を踏まえた上で、特別会計は特定の事業を行うほか、一般の歳入歳出と区別して経理をする必要がある場合において、条例でこれを設置することができるというふうにされております。本事業の歳入歳出科目は元金収入と貸付金のそれぞれ単一のものでありまして、年度内に支出額と同額が返済されるという仕組みでございます。そのため、本事業で収入や損益が発生するといった事業性はなく、一般会計と分けて経理をする必要はないものというふうに考えております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 一般会計の性格っていうのは、どういうふうに理解していらっしゃいますか。 説明していただけますか。
- 〇国頭分科会長 頼田課長。
- ○頼田商工課長 一般会計でございますけれども、まず、本事業の性格でございますが、本事業は金融機関に預託をすることで、低金利で事業者が資金を調達できる制度でございまして、設備投資、販路拡大、事業承継など、幅広く中小企業者の資金繰りを支援するために必要なものであるというふうに考えております。本事業を通じまして経済の活性化を支援するということは、市民生活の向上につながるものであり、本事業で収益や損益等が発生するといった事業性はないというところから、その他の一般会計の事業と同様な性格であるというふうに考えております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 国会は、金融庁もありますけども、一般会計で制度融資も含めた整理はしていないんですよね。私は一般会計の性格っていうのは、貸付業、金融業、こういうものは含まれないと理解するんですが、それも一般会計に含まれるという理解ですか。これは完全な金融の貸付業なんですよ。一般会計は住民の福祉というのが大きなテーマであって、これも住民の福祉につながるんじゃないかという理解されるかもしれませんけども、私はあくまでもこれ金融貸付事業だと思っているんです。それを一般会計でくくること自身に無理があるんじゃないかなと思っています。

もちろん項目の中には元利収入とか貸付金利息とかの項目が上がりますし、一般会計、 それは福祉とか何かの、いわゆる少額の部分、あるいは小口融資の部分ということへの対 応はありますけども、今年のように120億からの貸付けするこの金額が膨れ上がってる ものを一般会計の中に組み込むということになってくると、ちょっと一般会計の性格が私 は違うんじゃないかと思ってるんですよ。その辺の見解はどういうふうに考えていらっし ゃいますか。

- **〇国頭分科会長** 賴田課長。
- ○頼田商工課長 今のところ、金額の多寡ではなくて、その目的といいますのが、あくまでもこういった事業を通じまして経済の活性化を支援するということは市民生活の向上につながるという性格の整理というところでございまして、一般会計での処理が適切ではないかというふうに考えております。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- ○遠藤委員 副市長、これ随分議論しましたよね、おたくね。去年だったでしょうかね、この都市経済委員会の中で質問したら、私と同感だとおっしゃったんですがね、これは議事録残っていますから、いや、うそか本当かの話は事実出してまいりますけども、同感だとおっしゃった。同感だということは、私は一般会計でいつまでもこれをくくっておくことはいかがなもんかなということを申し上げたら、同感だとおっしゃったんですがね。

これね、私はその意味合いが違うんだと言って今、首振っておられるような感じだけども、もっと冷静に僕は判断してほしいと思うんですよ。正直なところ、これ、歴代ずっと当局の皆さん方がおっしゃったのは、米子市はこういう予算の編成の仕方しちょって、一般会計は水膨れ予算だという、そういう批評も出とったんですよ。つまり、具体的な財源が、収入、税金が入ったりなんかして予算が膨れるということではないんで、そういうことから見ると、直接教育や建設とか福祉とかいうところへの住民サービスの上乗せになる仕組みじゃないんですよ、この予算の増額っていうのは。一般会計でそれをくくるのは問題だということは、ずっと歴代の幹部が言ってきたんです。

私は今までも何逼も議論してきたけども、今回、特に120億というようなものがぼんと予算の中に入っちゃうと、それを会計監査の皆さん方は、膨れちゃったということに前向きな評価をされていらっしゃいますけど、それが実際に行政サービスという分野にどれだけ転化されているかということになると、ほぼ皆無に等しいですよ。いうことから見て、一般会計の性格っていう範囲を超えてるんじゃないかと私は常に思ってるんですけど、同感だとされたということの意味合いも含めて、どうお考えですか、改めて伺います。

- 〇国頭分科会長 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** 議事録を確認してみていただければいいと思いますが、私も一言一句覚え

てませんので、確かに同感だと言ったことがありますけど、このことで言ったかどうかというのは正直覚えてませんが、仮に言ったとすれば、今、遠藤委員がおっしゃってる部分、つまり預託助成のこれは制度的な宿命といいましょうか、仕掛けに起因するものですけど、いわゆる市の予算計上額と、その計上額から出てくる実際の事業効果といいましょうか、これが単純にリンクしていないということ。つまり、これはかねて遠藤委員もこの議場で繰り返し御指摘のとおり、県がやっているような利子助成方式ですね。これはもともと改めて言うことじゃないですけど、制度金融ということで低金利で、あるいは場合によっては金利なしで商工業者に資金を貸し付ける、その金利分をどうやって行政側が負担するか。実際、引下げ金利に当たる実額を利子助成として金融機関に負担する、出すというやり方もあれば、預託助成としてその貸付原資を預託することで、それを原資に貸付けを実行してください。そうすると、金融機関の側は預託原資の調達コストがなくなりますんで、だから低金利で、あるいは、場合よっちゃあ金利なしで貸し付けれるでしょという、こういう仕掛け。いずれも目的は同じなんです。通常金利であれば、例えば2%、3%の金利を取るところを0.何%とか、場合によっちゃあゼロ%で貸し付けるということをやるわけであります。

私が同感だと言ったのは、恐らく、その結果、いわゆる実際の事業効果よりも何倍もに予算規模が膨れ上がってしまう、つまり見かけ上の予算額が増える。そうすると、例えば御指摘のとおり令和2年度は120億近い額だったと思いますが、預託しているわけでありまして、その120億という額が予算にビルトインさせることによって、120億、確かに予算規模が増えるんですけど、それは通常の歳出予算のようなものではなくて、同額が年度末に返ってきますんで、実際はその間の1年間120億を預託したことに伴う金利分が、実際の事業効果という意味において、予算を見えづらくしてしまう。予算規模、単純に前年度と比べて何%、何億増えましたから積極予算だ、いや、そうじゃないんだということが言える時代ではないとは思いますけど、そういうもし見方をするんだとすれば、いわゆる膨らまし粉のように予算規模を実勢よりも膨らましてしまうという効果があるという部分については、確かにそういう部分があるんだろうというふうに私も思いますので、そういうふうにお答えしたのかもしれません。

ただ、今の、それについて特別会計を編成するかどうかというのは、またこれは別の議論でありまして、確かに、だからこそつまみ出して別の経理にすべきだという考え方も全くないとは言いません。調べてみると、そういうことをやっている自治体も、ごく僅かですけどあるようですんで、全く否定するわけじゃありませんが、大勢はやはり一般会計でやっていると。それはなぜかというと、別経理をするような実態がないんですね。ただ単に金融機関に年度初めに預託して、年度末にその同額を返してもらうという単純な行き来しかないもんですから、それを別にくくって、そして年度末には収支があって、また次の年度に行くという単純な収支しかないもんですから、それを特別会計で別にくくって別経理をするという実効的な必要性がないということから、特別会計が必要じゃないかということについては、そこまでの必要がないんではないかなということを申し上げてるわけであります。

ちなみに、あえて申し上げますが、今回問題にしとられる部分は、それはそれで、そういう問題意識を持っていただくということは受け止めたいと思いますが、予算規模と必ず

しも連動しないものって、ほかにも実はあるんです、中をよくよく見てみればですね。じゃあ、それを1個1個問題にして特別会計にしていくかという話にもなるわけでして、やはり我々としては、このコロナ禍で通常よりも額が膨らんで、そして120億というとんでもない額になってるというのは確かにそうなんですけど、だから特別会計だということではないんじゃないかなというふうに考えてるというふうにお答えしているところであります。以上です。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 私は、この金融業務の在り方というものを、行政として行うべきであるかないかということの極論を言ってるわけじゃないんです。金融業務、今までやってきた制度の在り方、業務の在り方はおっしゃるとおりの効果はあると思います。ただ、問題は、一般会計上くくることが必要性があるかないかと、逆に言えば、性格が違うんじゃないか。

例えば、住宅貸付金事業というのがありますよね。これは特別会計なんですよね。だから、そういうものの例から取ると、貸付事業というものでやっていくような主体があるならば、そういう住宅貸付金事業の特別会計が存在する以上は、同じような形の扱いがあって当然じゃないのかなと私は思ってるんですよ。

だけど、逆に言うと、特別に分離する必要はないと言われましたけど、分離したら何か影響があるんですか。私はよく分かるようになると思いますよ。金融業ではどれだけの予算を使って、どれだけの仕事をしちょるかというのが、ぱんとこれで見てすぐ分かるようになると思いますよ。それをやっていけないという何か根拠があるんですか。

〇国頭分科会長 伊澤副市長。

〇伊澤副市長 先ほども申し上げましたが、一部、ごく僅かだと聞いておりますが、自治体で特別会計にしておられるところがありますので、したら何か違法かとか、間違いかとかということではないと思います。

ただ、逆に、先ほど遠藤委員も御質問されましたが、一般会計の性格って何だということ、これ一言で申し上げれば、特別会計にする必要がないものが一般会計だということであります。つまり、これも遠藤委員よく御存じのとおりでありますが、予算総計主義といいましょうか、できるだけ実際の予算はシンプルに総計していくというのが基本なんですね。

ただ、中にはどうしても別経理したほうがいいし、別経理すべきだというものがあります。先ほどおっしゃった住宅資金の貸付金、これなどは何年にもわたって貸付金の償還を受けてくるわけでありまして、貸し付けるのは例えばいっときですけども、それを複数年にわたってずっと償還を受けていくということでありますので、それを単年度主義の会計の中でやろうとすると、見かけ上、貸し付ける時期と返ってくる時期が違いますから、よく分からない話になってくる。全体の貸付事業がどんなふうに行われてて、貸付事業全体として収支がどうなっとるのかということを明らかにしようとすれば別経理でやる必要があると。だから特別会計になってるわけですね。

ただ、繰り返し申し上げますが、これは、あえて言いますが、見かけ上は預託ということで、預託というのは貸付けじゃないかということですけど、金融機関に預託するのは手段であって、金融機関に貸し付けるのは目的ではないです。貸付事業をやってるのは金融機関でありますので、その金融機関の利子軽減分を補助金という形で出すか、原資を預託

するというやり方でやるか、その方法論の違いだけなんですね。あえて言えば、補助金で 出すというやり方を取れば、当然これは普通の支出で、単年度主義でやればいいという話 なんですけど、それに代わって原資を預託するという形でその同じ効果を得るようなやり 方をやっている。そのほうが財政負担が少ないということも背景にあるんですけども、そ ういう事業の性格だということを御理解いただければ、そのことだけをもって特別会計に どうしてもしなければならないという必要性は我々はないんじゃないかな。逆に言うと、 しても何か問題があるのかと言われれば、絶対駄目だとは言いませんけど、あえて言えば、 する必然性がないものをする必要はないんだろうというのが我々の考え方であります。以 上です。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** 県は会計処理はどういうふうにやっていますか、県のほうは。県のほうは米子と同じやり方ですか。
- **〇国頭分科会長** 賴田課長。
- **〇頼田商工課長** 県のほうは、利子補助方式ということでやっております。
- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** それは、なぜそういうふうになったんですか。
- **〇国頭分科会長** 伊澤副市長。
- ○伊澤副市長 これも、かねて遠藤委員、議場でも御紹介いただきましたし、私も直接その仕事はやってませんでしたけど、当時、県にも在職しておりましたので、直接のラインでは関わってはおりませんでしたが、そういう意味では知っておりますけど、当時の片山善博知事がやはり利子……。当時もやはり県は預託方式で実はやってたんです、昔は。ただ、それはやはり利子補給という、つまり実際に要る金を金融機関に利子補給金として支給するやり方。何度も言いますが、貸付事業を行ってるのは金融機関ですので、その金融機関に対して、利子額の軽減分に相当する金額を直接補給するやり方のほうが、事業がより分かりやすいだろうということで方針を変えられたということで、現在は鳥取県の場合は利子補給方式になっており、それを一般会計で経理してるということであります。以上です。
- **〇国頭分科会長** 遠藤委員。
- ○遠藤委員 私は、県が同じように、制度融資と同じようなやり方をやってきたけども、途中からそういう利子補給ふうに変えたということ。僕はその効果は、今、副市長おっしゃったけども、同じことが米子市にも当てはまるんじゃないでしょうかね。だから、これをあえてそれがいけない、一般会計と特別会計の分離じゃなくて利子補給なら利子補給に替えるとしたほうが、僕は予算の規模が膨張するという、こういう現象が消えるんじゃないかと思うんですよ。そっちのほうが分かりやすいんじゃないかと思うんですよ、予算的な扱いとして見たときに。僕はそういう方向で検討してもらいたいと思いますよ、これ。
- 〇国頭分科会長 伊澤副市長。
- **〇伊澤副市長** 遠藤委員からも重ねて検討するようにという御指摘は以前からお受けしております。もちろん今回の御指摘も貴重な御指摘として受け止めたいとは思いますが、 先般、今日ちょっと議場にはいらっしゃいませんが、戸田議員のほうからもこの問題、予算決算の総括の中で御質問いただいたように記憶しております。

これはちょっと正しい数字ではありませんので、規模感ということで聞いていただきたいと思います。非常に金利なんかも、制度融資も幾つもメニューがあって、メニューごとに金利がそれぞれ少しずつ違ったりするもんですから、正確なシミュレーションというのはなかなか難しいところがありますので、規模感ということで御承知いただきたいんですけど、現在の預託方式、実はちょっとシミュレーションをさせてみたんです、財政影響がどれぐらい違うか。ですから、細かい数字にはとらわれずに、大体の規模感で聞いていただきたいんですけど、今の預託方式で例えば120億ですね、今回の、でやった場合、例えば今1年定期の金利が幾らかというようなことでいきますと、これ基金の繰替え運用をするときの繰替え運用利息というのが現在0.012%で設定してます。大体これが1年定期の金利ぐらいだというふうに聞いておりますので、120億を0.012%で計算すると、本当、僅かな数にしか実はならないんですね。実際に令和2年度の決算実績で、実は令和2年度120億というような額にもなったもんですから、基金の繰替え運用だけでは足らなくて、約30億円ほどの一時借入れを起こしてます。一時借入金は実は金利がやはり高いわけでありまして、0.22%で調達しております。こういったものも正直に積み上げましても、380万弱ほどの負担にしかなりません。

それに対して、仮に令和2年度の貸付実績を、いわゆる今御提案の利子補助方式でやったとした場合、繰り返し申し上げますが、なかなか精緻なシミュレーションは難しい、貸付けメニューごとに金利が微妙に違ったりしますんで難しいので、大ざっぱな加重平均シミュレーションという形でやったものでありますので、若干その数字は違うということをお断りした上で申し上げますが、約1億7,800万円ぐらいの財政支出が必要になってきます。

そういうことを見ると、どちらを選択するかということになるわけでありまして、やは りこの数字を見る限りは、現在の預託方式をやめるという選択肢はないんだろうなと、こ のように考えております。以上です。

〇国頭分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 深掘り、掘り返ししませんけどもね、預託方式を変えなさいという議論をしておりません、私は。一般会計と特別会計の分離論を言っとるだけです。それから考えてみたときに、今、副市長おっしゃったけども、原資が足らなくて一時借入金を財源に使ったというふうにおっしゃいました、預託に。僕はこれ自身に正常な姿なのかなということを思ってるんです。そういうことから考えてみても、一般会計でくくる意味が少し無理がきているんじゃないかなと。いわゆる歳入財源なり歳出財源に一時借入金を使うっちゅうことは普通はあり得ないと思ってるんですね、貸付金ですから、これはね、名目上。

そういうことも含めて、今おっしゃった制度金融の預託方式の利益の差額の話じゃなくて、そういう財源等の中身等も含めた中で、一般会計がこれだけ膨らんでいくような形の予算編成の在り方っていうのは、やはり検討を要することになるんじゃないかなというのが私なりの考え方です。したがって、制度融資の利子の増減の問題、差引きの問題じゃないということ、これは理解してもらいたいと思いますし、財源がなかったら一時借入金で制度融資として使うんだということの財政運営の在り方自身が私は問題じゃないかなというふうに思っておりますんで、再考を求めておきたいと思います。

○国頭分科会長 遠藤委員、ここ、指摘ということですか。

- ○遠藤委員 いんや、再考。
- **〇国頭分科会長** 再考ということですね、要は。

次に移りたいと思います。施策説明書177ページ、事業名、よなご飲食店応援割引券 事業について、又野委員、お願いします。

○又野委員 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援事業というところを見させていただきまして、本当にたくさんの事業をされたんだなと改めて思ったところですけれども、この中で、よなご飲食店応援割引券事業で換金率というのが出てまして、73.11%ということで、これは全世帯に送られた券のそのうちの換金率ということで、使ったり使われなかったり、当然いろいろあるかと思います。もう全てに出したということは当然使われない方もおられたと思うんですけれども、この換金率73.1%、もともとどういう想定を、数字を考えておられたのかっていうのは分からないんですけれども、もしそこら辺を含めて、この数字の評価という点で、どのように米子市として考えておられるのか聞かせてください。

〇国頭分科会長 賴田商工課長。

○頼田商工課長 この事業は、又野委員がおっしゃいますように、割引券というものを市内の全世帯に対して、金券ではなくて半額割引券という形で、利用の希望にかかわらず配布をしたというものでございます。数字の捉え方というところでございますけれども、地元ケーブルテレビでのコマーシャルですとか、あるいは新聞折り込み広告等でこういった利用の喚起というのも行わさせていただいて、換金率は73.11%で、金額で申し上げますと、約1億2,000万円程度の金額が動いておって、それは半額でございますので、少なくとも経済効果といたしましては約264,000万円程度の消費喚起効果があったものというふうに考えております。

飲食店の方々からは、売上げ向上につながったというようなありがたいお言葉も頂戴してるところでございまして、こうしたコロナ禍における飲食業界への支援という事業目的を見ますと、一定の成果が得られたのではないかというふうには考えております。

〇国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 金額の面からいえば、飲食店支援ということで、目的はある程度達成された のかなというような評価だったと思います。

この利用促進事業も、今度またキャンペーンが再開されるということも聞きました。コロナが収まったりしてくれば本当に必要なことだと思います。こういうのも必要ですけれども、給付金事業などのほうもぜひとも支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

〇国頭分科会長 よろしいですか。

続きまして、102ページ、事業番号203、事業名、観光協会助成事業について、中田委員、お願いします。

〇中田委員 この事業なんですけど、これは昨年の指摘事項においても、取組による入り 込み客数とか事業成果が不明確で、将来に役立つ事業成果が明らかにされてないっていう 指摘を実は議会としてしてるんですね。その事業なんですけど、ここの事業報告というか、 これを見ると、誘客につなげ、地域振興を図ることができたということで、これも書いて あるんですけど、昨年指摘されたようなことを踏まえた具体的な実績というのを書いてな いんですね。

この事業の成果として、助成をすることによって誘客につなげて地域振興を図ることができたとされているんですけれども、とりわけコロナ禍だったもんですから、このコロナ禍での顧客に絞った効果的な観光誘客の取組実績とか、それから、その成果を上げるための今後の対応というのはどのように考えながらこれを取り組んできたのかっていうような中身が、ちょっとこれの記載では分からないので、その辺についてお伺いしたいと思いますけど。

〇国頭分科会長 石田観光課長。

○石田観光課長 令和2年度についての取組実績でございますが、多くの催しが中止や、コロナ禍の中において規模の縮小となる中、観光協会では可能な限りのコロナの対策を講じながら、イベントの実施または開催の協力を行っております。例えば皆生温泉の取組といたしましては、皆生温泉海水浴場の開設やマリンアスレチックの実施に対する協力を行っております。また、秋には、皆生プレーパークを活用したキャンプイベントを開催し、冬には、皆生の砂浜に巨大なたこを浮かべる空の水族館や、透明なドームテントで飲食を楽しめるUMICOTAといった取組に対する協力を行い、皆生温泉エリアのにぎわいを生み出しつつ、取組を行っております。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 皆生を中心としたその取組は理解できました。それはそれでいいんですけど、 要するにそのことがどう地域振興につながっていくのかというところで、とりわけ皆生は 1年遅れのああいう状況だったので何とかしたいし、やっぱり宿泊業としての皆生温泉の 受入れ、観光のための資源として受入れ体制を崩壊させるわけにはいかないので、ここを 一生懸命守り抜きながら観光資源を確保していく。さらには、このコロナ禍においても、 どうやってそれを維持して、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて、誘客の資源として その効果を発揮していただくかということを考えながらやっていくことなので、誰もが手 探りでやっていくことなので、その中ではこういった取組も私はそれはよかったとは思っ ていますけども、先ほど言いましたように、近年、特にコロナに入ってから、後にもつな がってくるかもしれませんけど、マイクロツーリズムっていう形で、実際、皆生も最初の 頃っていうのは、地元の人にもとにかく使ってもらって、もう一回皆生に、我々、若い頃 はよく皆生を使ったもんですけども、もう一回地元の人に皆生を使ってもらおうというよ うなこともやりながら取り組んできたわけですけれども、このマイクロツーリズムに向け ての本市の観光コンテンツっていうものはどういうふうに今後展開していかなきゃいけな いのかという意味においては、この間というのは非常にテストというか、いろんなことを 模索しながら実験事業的にやってみるっていう大事な時期だったと私は思ってるんですよ。

ですから、例えばタクシーで3か所回るとかいうのもありましたよね。ああいうのは非常に僕はいいなと思って、自分、乗ってみたんですけど、乗ってみると、例えばいろんなコースがある中で、どのコースを選んだらいいかって、たくさん選択肢があって、逆に選択肢が多いと選択しにくくなるんですね、人間の感情というのは。ですから、例えばこの地域の四季折々の楽しみ方っていうのがあると思うんですけど、もう少し選択肢を絞ったようなコンテンツづくりをするときに、じゃあ、どういう観光資源がどんなふうに使えるのかとか、どんな磨き上げが必要なのかというようなことをやっぱり狙いながら、狙いな

がら実験事業をしていく必要があると思うんですね。そういった取組がちょっと感じられるような成果報告になってないもんですから、その辺がどうだったのかということが一番この事業についての成果という部分で、これをやって、どういう成果が今後に生かせれるノウハウとしてストックできたのかっていうそこが肝腎だと思うんですけど、いかがですかね。

- **〇国頭分科会長** 石田課長。
- **○石田観光課長** その辺りですけれども、先ほど委員のほうからもおっしゃいましたように、やはり今、コロナ禍の中では広域の誘客というのは見込めないというところがございますので、やはりマイクロツーリズムを推進するということで、こちらの事業と直接ないかもしれませんけれど、宿泊事業を市民でやったりとか、そういったことを図っていくということであろうと思いますし、そちらのマイクロツーリズムの推進を図る上でも、今は観光資源を磨き上げたりとか掘り起こしというようなことを進めて、本市への誘客につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。
- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- **〇中田委員** 次の私、質問とこれ多分関連してくると思うので、この部分についてはこれでいいです。
- **〇国頭分科会長** よろしいですか。
- 〇中田委員 はい。
- **○国頭分科会長** 続いて、103ページ、事業番号206、事業名、伯耆国「大山開山1300年祭」レガシー事業について、中田委員。
- ○中田委員 これは、1300年祭の後に続いてレガシー事業ということであるんですけども、やった事業の中身については私もよく理解してますんで、どんなことをやってきたかという部分については。そこの部分については大体理解ができるんですが、記述の今後の課題と方向性というところで、さっきの話と一緒になってくるんですけど、やりながら、2年間、令和2年度の事業をすることによって、あるいは計画して実際やってみながら、どういったノウハウがストックされてきたのかというところとか、どういう課題が抽出されてきたのかっていうところが一番大事だと思ってるんですね。さっき言いましたように、コロナ禍ですから、全部が実験事業みたいなものなので。

そうなってくると、この計画も、特に最初の計画、当初考えてた計画よりも変更せざるを得ないようなコロナの状況もあったりもしましてね、ここに書いてある今後の課題と方向性っていうところが本当に肝腎なところで、そこにつながってきてるのかっていうことで見るんですけども、とりわけ質を重視した広域観光っていうのが今後っていうことになってきて、これの中身っていうのは、さっきの質問もそうですけど、どう磨き上げていくのかっていうところで、もうやりながらやっぱり考えていくとか、広域観光の必要性って前から言われてることなので、大体もう視野に最初から入ってたはずなんですよね。コロナでどこまでできるかの問題は別ですよ、方向性として。

その辺から見て、要は今後の課題と方向性をどう捉えながらやってきて、今後に向けて どう質を重視した広域観光の推進に向かおうというような考え方で2年度を臨んできたの か、その辺についてお伺いしたいんですけど。

〇国頭分科会長 石田課長。

〇石田観光課長 令和2年度でございますが、方向的には、やはりコロナ禍ということで、一部の事業の中止や延期ということも当然しておりますけれども、やはり感染対策の徹底でありますとか、密を避けるような人数の制限であるとか、そういったところで、効果的な実施についてなかなか計画が進められないというところであったのかなというふうに認識はしてございます。

それでも、先ほどと同じような答弁になってしまいますけれども、近隣の地域からの誘客を図っていくマイクロツーリズムを推進をしっかりとしていき、先ほど中田委員のほうからアフターコロナはまだ先かもしれないという御指摘もいただいたところなんですが、やはりウィズコロナでしっかりとイベントなりをつなげていき、観光資源を絶やさないように続けていくということが大切だろうというふうに考えてございます。

また、先ほど委員のほうからもありましたけれども、本市の観光資源だけでなく、やはり西部圏域全体の観光資源を、例えば情報発信をしていきながら米子市のほうへ誘客を図り、その周遊性を高めるということで、こういったところを進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 考え方としては理解できるところなんですけど、先ほどちょっと言いましたように、広域観光だけでなくて、どういうこの、要は質的な転換を求めていくのか、旅行コンテンツというか、こういうことを考えていく上でですね。その質をどう求めていくかの辺についてはどうなんですかね。

〇国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 質的なところというふうにございましたけれども、どのような形になるということよりも、明確にちょっとお答えすることができないかもしれませんけれども、このコロナ禍の中で、やっぱりリピーターの方を増やしていくというようなことを目的にちょっと磨き上げを考えていきたい、もしくは滞在時間を長くしていただくために、方法論的にはちょっとお答え明確にできないかもしれませんが、そういったことを目的に磨き上げを進めていきたいというふうに今、考えてございます。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 大体、雰囲気的には分かってきました。地元の人に楽しんでもらえる、特に、例えばですけど、米子の市民自らが米子を楽しむっていうことを、例えばよそから来た人がやろう、同じように楽しもうとすると、多分滞在型、要するに滞在時間が長いっていう過ごし方になってくると思いますね。じゃないと楽しみ切れませんから、感じ切れないというか、だと思うんですよね。そういう面ではリピーターを求めていくということも、要するに、例えば前の田村委員なんかも米子城のことで一生懸命ですけど、来るたんびに新しい何か発見が見つかるとかですね、いろんなことがあると思うんですよね。

そういうコンテンツづくりということが必要だと思うんですけど、よくこの観光資源のことで使われる言葉は、この間も何遍も出てきましたけど、掘り起こしと磨き上げっていう言葉が出るんですね、多用されるんです。これは万能薬みたいな言葉ででですね、何でも掘り起こしと磨き上げで頑張りますって言うと、何となくいい感じに聞こえるんです。だけど、さっき言った、どういう質というか、例えばリピーターのつくり方だとか、それから、どういうふうに磨き上げたら、どんな人に楽しんでもらえたり喜んでもらえるのか

っていうところがないと、どんなふうに磨いたらよくて、どんなものを掘り起こしてくればいいのかっていう目標設定が明確にできないですよね。

人の出入りのいい、こういうので、本当はこんだけの人がこんだけ来てくれましたとか、 去年よりもこんだけたくさん来てもらえましたっていうことで、数で、来た入り込み数で 判断するっていうのが一番みやすい方法なんですけど、ウィズコロナのときはその成果指 標はあまり使えないと思うんですよ、感染状況によってすごく変動しますから。そうする と、成果が見えにくくなりますよね。

そんなやり方よりも、私、実験事業という乱暴な言い方しましたけど、そのことによってどういうノウハウを得ることができたのかっていう、そっちのほうに成果を求めていくようなやり方を進めていったほうが、私はこの間もよかったんじゃないかって実は思ってるんです。じゃないと、入り込みだけで考えると、コロナがあそこで出ました、こっちにも出ましたというと当然減るのは当たり前なので、そこの数の変動に一喜一憂するんではなくて、どういうやり方やったらこんなことが気がついたとか、こういうやり方だったらできそうだとか、そういうノウハウをストックしていくようなやり方をすべきじゃないかと私は思うので、そこら辺については、やっぱりこの令和2年度、特にもうもろにコロナ禍なので、そういった観点でもう少しすべきではなかったかというところについては指摘しておきたいと思います。

今後についてはぜひそういう考え方で、どんなふうに磨き上げるのか、どんなものを掘り起こすのか、そこら辺をぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

○国頭分科会長 次に移ります。105ページ、事業番号209、事業名、地域おこし協力隊活用による大山パワーブランド化推進事業について、田村委員、三鴨委員、渡辺委員、お願いいたします。

田村委員。

〇田村委員 それでは、伺ってまいります。

この地域おこし協力隊活用というのは、私も非常に期待をしておることでありまして、 これに対して苦言を言う気持ちは最初は全然、さらさらなかったわけでありまして、私も 都会から帰ってきた、長年住んでた大阪から帰ってきた、外部を経験した目で米子を見た ということで、それで足らないものであるとかっていうことは、この議場で何回もいろい ろ提案等を申し上げているので、こういう外部から米子を見た目線というのは非常に大事 だと、私もそういう認識であります。

本来、この地域おこし協力隊というのが、こういった、過疎では米子はないかも分かりません。しかし地方に、いわゆる地域外、都会の人材を積極的に受け入れて地域協力活動を行ってもらうということ、その活動を通じて観光振興であるとか様々なこと、地域力の維持、強化を図っていくということが大前提となっております。この地域協力活動というのが例示されてるのが、農林水産業への従事であるとか、地場産品の販売、地産地消の推進など、また環境などでは森林の保全活動、また医療・福祉では見守り、買物、病院等の移動サポートで、そのうちの一つとして観光が地域の魅力PR、観光ルートの企画立案、また教育というところで学校行事の支援など、また地域づくりということで地域行事、伝統芸能の応援など、様々にこの、いわゆる地域おこし協力隊というのは活用されている、全国的に。という中において、本市では観光というところに3名の配置があってですね、

この3名の方々が本当に、私が先ほど申し上げたような本来の趣旨に沿った活動をしてき たのかどうかということについて疑問があります。これについての見解を伺います。

- **〇国頭分科会長** 石田観光課長。
- **○石田観光課長** 趣旨に沿った事業であったかというふうなところでございますが、地域おこし協力隊の皆様ですが、一定期間、地域に居住をいただきまして、地域の魅力のPR、もしくはイベントの運営や地域の協力活動に従事するという取組であろうというふうに考えてございます。令和2年度におきまして、鳥取県中・西部エリア、観光資源やイベントの情報発信、コロナ対策を講じたイベント実施への取組等を行っていただいておりますので、趣旨には沿っていたのではないかというふうには考えてございます。以上です。
- 〇国頭分科会長 田村委員。
- **〇田村委員** 趣旨には沿っていたと、分かりました。

では、2015年、これは平成27年の9月任用だったですかね、3名の方が初めて本市に地域おこし協力隊として着任をされました。その当時、私、建設経済委員会でしたっけ、あの当時は、当時の当委員会と同等のものですね、その委員でありまして、その中の一つの議題として、新しく地域おこし協力隊が入られましたということと併せて、その方々の活動をしている拠点である今のダラズFMのところですね、あそこを訪問して、その隊員さんとの面談、あと、様々な意見交換ということをやらせていただきました。

なので、私、その3名の方の名前覚えてるんですよ、松村さんとか、四ツ葉さんだったりとか古原さんだったり、名前も下の名前まで全部。それぞれに役割をしっかり持っておられて、古原さんというのは東京のほうで声優などをやっておられて、そういうことにたけておられるということと、あとシングルマザーだということで、この米子市がそういう子育てしやすい町であるということのPRであったりとか掘り起こし、そういったものをされてらっしゃったし、あと、松村さんに至っては、そういう移住・定住施策だったりを動画などコンテンツにして、広く知らしめたと。四ツ葉さんは京都の方でしたけども、たしか、写真が上手な方で、様々なプロ並みの写真を米子市内各所撮られて、ホームページ、SNS等で広められたというようなことで、この方々の活動というのは非常にうれしくて、本当にありがたかったんですが、彼らが、このお三人さんがいわゆる任期満了となった後の方々については、私、知らないし、令和2年度についても全く知らなかったわけですね。うちの会派にちょっとどなり込んできた人が1人いて、その人は名前知ってますけれども、でも、私、全会派回って、今、令和2年度の地域おこし協力隊、どなたか知ってますかってみんなに聞いたんです。そしたら、皆さん知らないという状態でした。

いわゆる隊員が何やってるのか、私も気になってますから、SNS等で検索するんですけど、なかなかヒットしない、古いのは出てきますけれども。そういうことで、活動内容というのが一切見えてこなくなってるという状況があります。それ、何やってたのか。ここ書いてますけど、ちょっと伺います、何されてたか。

〇国頭分科会長 石田課長。

〇石田観光課長 令和2年度でございますけれども、主な活動といたしましては、鳥取県西部地域の観光スポットにおいての動画、写真撮影や、SNSのツールを使っての情報発信等に取組をいただいております。また、別の隊員の方には、光をテーマとした市内のイベント等の運営業務等に従事をしていただいたところでございます。もう一人の方につき

ましては、今、サイクルの聖地化事業というところに従事していただいております。以上です。

- 〇国頭分科会長 田村委員。
- **〇田村委員** 今、観光素材を撮影するなどみたいなお話がありました。今、観光課は七、 八名いらっしゃるんですよね。これ、この人たちじゃなかったらできなかったことなんで しょうか。特殊技能ですか、これは。伺います、どうなんですか。
- 〇国頭分科会長 石田課長。
- **〇石田観光課長** 写真等の撮影やSNSというところでございますが、動画撮影等もして ございますので、やはり現地のイベントに行って撮影をされたり、その他観光素材の取材 に行かれるということでございますので、様々な手法で、そういったことの業務に携わっ ていただくということは可能であろうとは思いますけれども、今回の形では地域おこし協 力隊の方にお願いしたいということで、従事していただいたということで考えております。 以上です。
- 〇国頭分科会長 田村委員。
- ○田村委員 分かりました。本市に来ていただいたのに、先ほど県中・西部の観光スポットということを言っておられました。フェイスブックとかSNS見てみますと、米子じゃないところを一生懸命紹介されとって、何やってんだというふうに思うわけですし、そういった中部の地域おこし協力隊や境港の協力隊さんが米子の紹介なんか一切してないわけで、やはりそういった、ちょっとこれ幅広にさせ過ぎてるんじゃないか。いわゆる掘り起こし等というお話ありましたけれども、やはり本市にしっかりと目を向けていただきたかったというのは、これは指摘をしていきたいと思います。

隊員の募集がなかなか集まらなかったというお話を伺っております。それについて何か 分析されてますか伺います。

- **〇国頭分科会長** 石田課長。
- **〇石田観光課長** 先ほど田村委員のほうから御指摘ございましたけれども、募集が少ないという部分につきましては、具体的な分析等については行っていないところでございますが、今後は多くの方に事業を実施する場合には応募していただけるように、周知の方法や業務の内容につきまして工夫をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。
- 〇国頭分科会長 田村委員。
- **○田村委員** これね、集まらないの当たり前だと思います、私は。なぜかというと、米子市のホームページから5回クリックしないと募集要項に行き着かないんですよ。トップページの中に募集中のリンクが貼ってます。それをやったとしても3回クリックしないといけない。誰がそれを狙ってきますかっていう話じゃないですか。

もし本当にこういう趣旨で集めたいのであれば、市のホームページに今、コロナ対策のやつ、ぼんと貼ってますけれども、ああいう形でもっと大きく貼ってですね、クリックしたらその前任者が、米子の協力隊よかったですよと、こんなことを頑張りましたとか、そういうものを見て、ああ、ちょっと行ってみようかなというような導入を図らなければまず集まってこないということが、まず一つ。私が観光課長だったら、あなたのアイデアで米子市盛り上げませんかとかキャッチフレーズつけたりしますよ、多分、私なら。そういうことがまずできてないということ。

それと、一番の問題は雇用形態だと思っています。本市は、いわゆる募集要項の中で、報償金というのは16万6,600円というのは、大体、全国的にも一緒なんだろうなと思います。このお金というのは期末に特交で返ってきますから、市の持ち出しっていうのは多分ないんでしょうけれども、他市と明らかにちょっと違うなと。

ちなみに境港市さんと比べて明らかに違うのが、米子市は雇用保険に加入しない、社保にも加入しないということで、任用職員でしたっけ、何か言っておられましたね。要するに雇用形態がそういう状態だということ。境港市さんを見てみますと、給料は全く一緒なんですけれども、境港市の嘱託職員として委嘱しますということで、待遇等についても社会保険、雇用保険に加入しますと、住居にかかる家賃は市が負担します、活動に必要なパソコン、公用車等の備品は貸出しします、いろいろあります。

こういった待遇面見ても、やはり米子と境港、例えば山陰の鳥取県の西部に行きたいなという、もしニーズがあったとすると、多分、僕は境港に行くと思うんです。僕の息子だって絶対米子へ行くなと言います、こんなの。使い捨てじゃないですけども、給料はもらうんだけれど、やはりその後のことはすごく心配。社保、それも少ない手取りの中から払っていくということになってくると、これはしんどい。分析しなくっても、これは原因なんじゃないかというふうに思われませんか、どうですか。

〇国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 先ほどの任用の違いというところでございますが、応募をいただいた方に、例えば兼業をされたいというようなことがあった場合には、当然、本市の会計年度職員、もしくは先ほどおっしゃられたような嘱託の職員的なところで雇用をさせていただくと、当然、兼業については許認可的なものが必要になってくるということでございまして、そういった幅広に活動されたいような方がおられた場合には、委嘱というような形で地域おこし協力隊ということで、隊員さんということの委嘱をさせていただきまして、そちらの活動に対する費用弁償的な報償費をお支払いするというどちらかの形を、応募いただいた方への聞き取り、もしくはヒアリング等の中での決定をしているということですので、一応御希望にかなうような形で、今まで本市のほうは運用してございます。以上です。

〇国頭分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。では、改めて伺いますが、隊員さんが着任される、また離任 されるということあろう思いますが、その際に、それまでの活動で得た成果であったり、 いわゆる提案した内容であるとか、いわゆる爪跡ですよね、それに対するいわゆる報告と いうものを求めておられますか、どうでしょうか。ちょっとそこも、我々、活動が見えて こない原因だと思うんですけども、それについてどうですか。

〇国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 委員から御指摘をいただきました。本市のほうといいましょうか、観光課の中には当然、月報であるとか年報的なところの報告というのはいただいておりますが、 先ほど一般の方にもお知らせするような報告会の開催という意味では、こちらのほうからしつらえとしては失念しておりました。以上です。

〇国頭分科会長 田村委員。

〇田村委員 そうだと思います。離任された方のSNSで、米子の協力隊退任してから言 うのもなんですが、そういえば、米子市の地域おこし協力隊、退任式とかないのですね。 その分、定期報告会もなく、要は儀礼的なものは少ないので楽と言えば楽ですというような書き込みがあります。そういったことを発信されてること自体が、やはりきちっと管理できてないんじゃないかと言わざるを得ないんです。この制度は僕は否定するものではないんですけれども、やはりそこのところをきちっとしておかないと、こういうことを書かれちゃうんですよね。中にはSNSのいわゆるアップをもって活動報告だとするような自治体もあるんですけれども、やはりそういった書き込み内容、本市から外れてないかとか、そういったところの交通整理はしっかりとやる必要があったんじゃないかというふうに、これは指摘したいです。

地域おこし協力隊が動いてる中、それぞれにサイクルだとか、いろんな観光のお手伝いだったりとか、そういうのは僕も目にはしてるんですけれども、観光課や観光協会さん、これは別組織なんですけれども、表裏一体のものかも分かりませんが、その業務で、言い方悪いですけど、小間使じゃないですけど、実動部隊的に、課の人はネクタイ締めて、かちゃかちゃパソコンやって、その人が汗かいて外に出ているというような、そういうイメージがあります。どうなんですかね、通常業務をそういった協会さんや課の者を請け負わせてやってたんじゃないですか、どうでしょうか。

〇国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 観光課や観光協会でございますけれども、いろいろな方法論あると思いますから、市の観光振興に資する業務を共通して行っているというところでございますので、そちらのほうの部分で、新しい取組としての地域おこし協力隊の方々だということで認識をしているところもございますので、その中で市や観光協会の業務をサポートをいただいたということは、委員御指摘のとおり、多かったのではないかと考えております。以上です。

〇国頭分科会長 田村委員。

○田村委員 要するに、この事務報告なんか見てみますと、白壁土蔵ライトアップとか、 石垣のナイトシアターとか、いずれも私は平成30年と令和2年に議会提案して、そちら のほうで前向き答弁をいただいて実施していただいたものと私は承知しておりますが、や はりそういったものが、何か地域おこし協力隊がさも自分でやってましたみたいな感じの 事務報告に見てとれるのですね。要するに、さっき言いましたけれども、外部から来て、 新しい違った目線で本市を見たときに、ここは活用できるんじゃないかといったオリジナ ルが欲しかったと私は思ってまして、それは違うでしょうということは申し上げたい。

この活動内容なんですけど、昨年度から今残ってる隊員さんというのがいらっしゃった と思いますけれども、活動内容について伺います。

〇国頭分科会長 石田課長。

〇石田観光課長 今残っていただいている方というのは、大山山麓・日野川流域観光推進協議会や西部商工会の大山時間さんと連携していただいてまして、サイクルガイドの養成や、そういったことを担っていただいておりまして、サイクリストの聖地化に向けた取組ということに携わっていただいております。以上です。

〇国頭分科会長 田村委員。

〇田村委員 分かりました。今、コロナ禍で大変ですけれども、種をまいとくということで、この活動というのは大事なことだと思いますし、ぜひ頑張っていただきたいと思うん

ですが、どうも観光、観光ということで、今回はサイクルツーリズムということで、実は、 昨年でしたっけ、12月にあった募集ではインバウンドの要員、いわゆるインバウンドに 携わっていただける方を募集しますみたいな話ありました。いずれにしてもちょっと荷が 重いというか、やはりもっと、自分こうだよって、ここやってねというよりは、ちょっと 幅広に御自身で考えていただいて、自由な発想でこの地域を見ていただく、その中で様々 な提案をいただくというのが僕は本来だと思ってます。

ちなみに境港を紹介しますと、いわゆるおさかなロードとか水木しげるなどの広報、これはもちろん、名物商品の開発、地域イベント、行事の開催、その他商店街活性化に関わる活動ということで、今の協力隊の方は伯州綿の栽培等をされてらっしゃって、それを日々ブログ等でアップして、いわゆる地域の方と一緒に汗を流しておる。中には、市の職員さん40人ぐらいが一緒に作業してくれました、除草作業。それに対していわゆる市議会議員さんが、ありがとうございますとか、そういう書き込みをしてる。本当に市民、議員も一体となってその方を認知して、一緒にそういう事業を進めてるというのがすごく見てとれるんですが、残念ながら、ちょっと本市の方からはそういうものが見えてこなかったということ、これは指摘です。

いわゆる隊員の方の活動の中で、これまで新たな、先ほどから中田委員さんのほうから も、掘り起こしという言葉は出ておりました。何か新しいものを掘り起こしたんでしょう かね、伺います。

〇国頭分科会長 石田課長。

〇石田観光課長 新たな掘り起こし、観光資源があったのかということでございますけれども、今、隊員の方々には、SNSを通して情報発信等を行っていただき、認知度の向上にはとても努めていただいたということは事実だと思っておるんですけれども、新たな観光資源の掘り起こしというところまでは至っていないというふうに考えております。以上です。

〇国頭分科会長 田村委員。

○田村委員 となると、いわゆる事業名の中の2番ですね、事業成果として、隊員2名により、県西部エリアの観光スポットやアクティビティーの発掘、SNSを使った情報発信、これはあったんですけれども、イベントもあったんですけど、これって該当しなかったっていうことになりますよね、今の御答弁でいくと。いわゆる新たな観光資源の掘り起こしまでは至らなかったということは、そういうことですよね。

結局、本事業の成果っていうのは、やはり私は残念ながら十分ではなかったというふうに考えますし、それについては十分反省をいただきたいと思います。このやっていただいた3人分の人役の仕事とは思えない内容であったんじゃないかというふうに思いますし、それについてのいわゆる振り返りっていうのは、総括っていうのはどう考えられるか伺います。

〇国頭分科会長 石田課長。

○石田観光課長 先ほどのちょっと御答弁で、掘り起こしが至らなかったというところに関しては、隊員様の活動によるというところよりも、もしかすると、先ほどからの田村委員の御指摘にあるとおり、観光課のサポートなりコミュニケーションが不足していたというようなことが一因として考えられるのではないかと思います。ですので、先ほどの総括

的なところでいえば、やはり受入れ体制としたところをしっかりとして、今後御活躍いた だけるように事業を進めていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

- 〇国頭分科会長 田村委員。
- ○田村委員 ぜひよろしくお願いします。都会からこの米子に来ていただいて、安月給で一生懸命働いていただいている、非常にありがたいですし、本当に会ってお礼を言いたいぐらいの思いがあります。しかしながら、そういう、ちょっといわゆる関与が薄れている中で、やはりそういう目的等がしっかり定まらず、成果が残せなかったということは非常に残念だったと思いますし、反省いただきたいと思います。これについては今後、いい事業、いい制度でありますので、しっかりこれは実を結ぶようにやっていただきたいと意見をしておきます。以上です。
- **〇国頭分科会長** 続いて、又野委員。
- **○又野委員** 同じ事業についてなんですけれども、私のほうからちょっと視点を変えて、 先ほど田村委員のほうから内容が見えにくかったと、協力隊員の方々の。そこで私が気に なったのが、私もどういう人がなってるのか分からなかったので、ここで任期満了と書い てありまして、その後、せっかく米子に来ていただいた人、どうなっておられるのかなと いうのが気になってですね、任期満了になったその後、協力隊員の方々がどうしておられ るのか、引き続き米子で同じようにまちおこしとか、そういうようなことをやっておられ たらいいなと思って、このことをちょっと質問させてもらったんですけれども、お願いし ます。
- **〇国頭分科会長** 石田課長。
- **○石田観光課長** 令和2年度の任期満了になった隊員の方というのは2名おられます。地域おこし協力隊の部分ですけれども、任期満了後も引き続き当地に居住を継続していただくというのも一つの事業の目的になっておりますので、こちらの2名の方、現在、米子市のほうに在住され、任期中に築かれた人脈やノウハウを生かしながら、地域おこし協力隊のときに関連された業務、例えば先ほどお伝えしてるような写真撮影であるとか動画撮影、そういったことについて携わっておられる状況でございます。以上です。
- 〇国頭分科会長 又野委員。
- **○又野委員** ちなみに、この2名さん以外でも、過去におられた方っていうのも米子のほうにおられて、活躍されたりはしてるんでしょうか。
- **〇国頭分科会長** 石田課長。
- **○石田観光課長** 過去におられた方というのが、観光課ではあと3名ございます。先ほど 田村委員がおっしゃられたような、平成27年に地域おこし協力隊に来ていただいた方な んですけれども、今も継続して……、すみません、2名さんは間違いなくおられると思う んですけれども、1名の方についてはちょっとはっきりと今承知しておりませんが、任期 を満了されたときには当然、米子市に継続をし始められたということで認識しております。申し訳ございません。以上です。
- **〇国頭分科会長** 又野委員。
- **○又野委員** ちょっとはっきりしない部分もあるようですので、やはり先ほど田村委員も 言われましたように、せっかく外から米子に来られて、まちおこし、米子を元気にしてい こう、活性化していこうと思ってこられた方が、引き続き米子にとどまって、米子の町を

元気にしていこうというようなことを引き続き頑張っていただけるというのはすごい大事なことだと思いますんで、その後のやっぱり、ずっとというわけにはいかないかもしれないですけれども、ある程度フォローしていただいたりだとかっていうことが必要なのかなとちょっと感じましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○国頭分科会長 そうしますと、予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午後3時06分 休憩午後3時20分 再開

〇国頭分科会長 それでは、予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

引き続き、経済部所管部分を議題といたします。

続いて、162ページ、事業番号323、事業名、トライアスリート養成合宿in皆生について、田村委員、三鴨委員、渡辺委員、お願いいたします。

三鴨委員。

- **○三鴨委員** コロナ禍ですので、なかなか実施が難しい事業だったのかなっていうふうに 思うんですけれども、実施した事業の内容ですね、当初の予定どおり事業ができたのか、 それから事業の成果について伺いたいと思います。
- ○国頭分科会長 深田スポーツ振興課長。
- **○深田スポーツ振興課長** トライアスリート養成合宿in皆生でございますが、まず、事業の内容についてですが、予定どおり行われたかとのお尋ねですが、若干変更しております。当初は合宿ということで、宿泊を含めました事業を令和2年の9月に予定したところでございますが、コロナ禍のため宿泊は取りやめ、日程についても変更して行ったところでございます。令和3年の3月13日、14日の2日間にわたりまして、米子市皆生市民プールと皆生プレーパークにおいて、小学校3年生から6年生を対象にいたしまして、スイム、バイク、ランのトレーニング、また遊び感覚で体の動き方を習得していく練習などをNPO法人皆生スポーツアカデミーに委託して行ったところでございます。

また、事業の効果でございますが、米子市内から22名、県外から1名の計23名の方が参加されまして、地元出身のオリンピアンの実技指導を受けまして、参加者の競技力向上とトライアスロン競技の底辺拡大を図ったところでございます。

日本トライアスロンの発祥の地であります皆生におきまして、将来のオリンピック選手の育成、米子市を代表するスポーツとしてのトライアスロンの普及を目指して活動したところでございます。

- 〇国頭分科会長 三鴨委員。
- ○三鴨委員 分かりました。そこで、今後、事業を毎年度実施するに当たりまして、このコロナ禍っていうことも踏まえまして、事業の内容っていうのをこれから工夫していく必要があるんじゃないかなというふうに思ってますし、委託されてるんで16万という少ない予算なんですけれども、この構想を見ると結構壮大な方向性っていうのを打ち出されているんで、事業をこれから拡大するなりなんなり、参加者の人数を見ましてもかなり増えてますよね。そういったことも踏まえて、拡大していくような形っていうのを今後検討してみてもいいんじゃないかというふうに思ってるんですけれども、その辺りの見解を伺いたいと思います。
- 〇国頭分科会長 深田課長。

〇深田スポーツ振興課長 今後の事業の方針でございますが、この事業につきましては、 先ほどおっしゃられましたように、事業費 1 6 万ということで、N P O 法人への委託料と いうことで実施してるところでございますが、現状のこの内容について不足しているとこ ろはないかどうか。例えば日程について、この 2 日間の日程で十分なのか、あるいはトレ ーニングの内容について、これで十分なのかというところをそちらの団体のほうとよく協 議の上、不足のないよう、今後拡大していけるよう取り組んでいきたいと思っております。

〇国頭分科会長 三鴨委員。

○三鴨委員 やっぱり方向性見ると、将来のオリンピック選手の育成だとか、今年はオリンピックがありましたんで、いろんな競技が注目を浴びている中で、トライアスロンもそうだったと思うんですけども、そういった目標もありますし、やっぱり地域を代表するスポーツっていうことも書かれてますんで、それにふさわしいような事業の方法ですとか、また検討していただけたらというふうに思っています。指摘はないんですけれども、要望とさせていただきます。以上です。

〇国頭分科会長 続きまして、156ページ、事業番号311、事業名、歴史館管理運営 事業について、中田委員、お願いします。

○中田委員 この事業、これも元年度のところでは指摘事項にも上げられている事業なんですけども、この報告を見ると、保存管理やいろんなこともやってきとられるんですが、概要の一番最後のところに、運営整備についての意見交換等は歴史館運営委員会を開催するっていうことで行われてきたと思うんですけど、歴史館の運営及び整備についての意見交換の場として開催された歴史館運営委員会での内容についてはどのような内容だったのか、そのことをお伺いしたいと思います。

〇国頭分科会長 原文化振興課長。

○原文化振興課長 歴史館の運営委員会でございますが、御承知のように、歴史館条例に 基づきまして、施設の管理運営に関する事項を協議いただくというふうに目的として設置 された委員会でございます。

令和2年度につきましては、本年、今年の3月29日、年度末になりますけども、そのときに開催をいたしました。その委員会の場でですけども、こちらのほうでは、令和2年度に実施しました、山陰歴史館が今置かれてます市役所旧館の建物、こちらの利活用に係りますサウンディング調査の結果、それの報告をいたしました。あわせまして、歴史館の裏にあります旧庁舎の新館の建物、こちらのほうの除却の計画を踏まえまして、現在、歴史館として使っておりますこの旧庁舎旧館の建物、こちらのほうの利活用の在り方につきまして今後検討を令和3年度から進めていくというふうな内容のものを御説明したところでございます。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 実際、歴史館のほうは、指定管理というか事業団のほうでいろいろ、学芸員の方とか計画立ててもらって、やってもらってますよね。それで、そういったところで運営委員会のほうでは、先ほど答弁がありましたけども、利活用に向けた在り方の検討を3年度も進めていく旨の説明をしたということで、2年度は3月の29日ですか、3年の、に行われたということなんですけど、そうすると、現在の歴史館の運営、基本的には指定管理者に任せてあるので、そこんところで、あんまり途中で自由度がなくなるような、あ

あでもない、こうでもないという茶々を入れるようなことはしないほうがいいのはいいと 思うんですが、これでやった分っていうのは、じゃあ、米子市が今後検討を進めていくと している部分が、こういったことを検討していこうとしてますよっていうことを報告した 段階にとどまってますよね。

そうなると、昨年も指摘事項にも上げてあるんですけど、年々利用者というか、来訪者は増加傾向にあって、企画展のほうも結構面白いというか、興味深い企画展もされてますし、そういった年々増加傾向ある中で、展示環境とか、来場者に配慮した展示環境がよくないので、空調も含めて、そこら辺の改善を求めるような指摘事項に元年度はなってますよね。そうすると、そこら辺っていうのは施設に関わることなので、指定管理者のほうでできることって限界があると思うんですよね。そうすると、市がちゃんと方向性を、全ての方向性を組み立てることは、まだ今、検討の最中でできないかもしれませんけど、現に使っている施設なので、その中での対処方針というものは考えて示しておかないと、指定管理者がその範囲内においてどこまで自分たちの役割としてするのかとか、いろんなことに影響すると思うんですけど、今後の方向性については現段階でどのように考えておられるんでしょうか。

〇国頭分科会長 原課長。

○原文化振興課長 御承知のように、現在、限られたスペースということで、展示のスペースがかなり狭いという現状もございます。それから、これも御承知のようになんですが、特に夏場は空調設備がないということで、来館者の方にも御迷惑もかけているところではあります。あわせまして、この建物自体が市の指定文化財であるということがございますので、改修の際にも現状変更の許可ですとか、そういった一定程度の制約があるかなというふうには課題があるということは認識をしているところでございます。

今後につきましてですけども、先ほどの歴史館の運営委員会で、今後、様々な御意見を 頂戴する中で、そういった御意見も踏まえまして、この歴史館の機能としまして持ってお ります米子市の歴史を学ぶ場として、それから資料の収集、保存ですとか調査・研究の推 進、そういったしっかり歴史館としての機能を充実できるような方向性であるとか、あわ せまして、先ほど申し上げましたような課題があるということの解決に向けまして、来館 される方々に利用していただきやすいような、そういったような環境を提供できるように、 しっかりと方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 最終的に山陰歴史館の建物をどういうふうにするのかっていうことを、方針を出し切るには、もうちょっと時間かかると思うんですよね、僕はあんまりかけたくないけど。それと、実際、じゃあ、どういう形で使っていくのかも含めて、それから市の指定文化財としてありようのことも含めて、いろいろ検討して結論を出していく問題としては結構重たい問題ですし、時間もかかると思うんですけど、先ほど言いましたように、現に今使われていて、あの環境下で、あの状況下でと言ったほうがいいでしょうか。それで、指摘事項の処理事項の部分についても、スポットクーラーでやったりとかね、実際、夏場だと、スポットクーラーと一部に扇風機が置いてあってとかね、そういったことだったり、それから、物を展示するにも非常に、展示用の機材だとか、あるいは壁側のいろんな光の入り方だとか、展示のしにくさみたいなものも、もともと文化財で旧庁舎の構造上もあっ

たりもするので、その中でできる限りのこともやっとられると思うんですけど、きちっとこういう協議できる場で、市が行うべきことと、それから指定管理者のほうで工夫してやるべきことっていうことを区分けするためにも、そこのライン引きっていうか、考え方に基づいてきちっと、例えば将来的に改修があったとしても、今の現段階ではこういう使い方をしましょうねと。それで、少なくともこういう課題があるので、その課題をクリアしましょうねと。ひいては、ここの部分はどっちの責任においてするのかだとか、そういったことがもっと、もしかして協議されてるんかもしれませんけど、この報告では読み取れないんですね。

実際には、そういう協議っていうのは指定管理者側と、ある程度定期的だったりされて るんでしょうか。

〇国頭分科会長 原課長。

○原文化振興課長 今、先ほども御紹介いただきましたように、米子市の文化財団のほうで、指定管理者として運営をしていただいております。いろんな面に創意工夫をされて、管理運営についてはしっかりされているというふうに私どもも評価はしてるところなんですが、今後も、随時いろんな形で施設の職員とはやり取りをしておりますので、連絡を密に取りながら、今後の方向性も含めて、また新規指定管理者の文化財団ともしっかり協議をしていきたいというふうに考えております。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 ぜひその辺はお願いしたいと思います。方針がない以上は、例えば躯体物に ダメージを与えるような改造ってできないと思いますし、限界があると思うんですね、この例えば空調問題にしたって、利用形態にも限界があると思うんですね。そこら辺については、しっかり指摘を踏まえて、来訪者の環境を整えていただきたいというのが一つと、それから、私も行けれるときはちょこちょこ行かせてもらったりして、お話も聞いたりも するんですけど、実際にはあそこの、今、指定管理者のほうでやっていただいている仕事の中でも、なかなか多分進まないだろうなって思うのが、資料の整理、研究とか、そういったものが結構僕はあると思って見てるんですよ。いろいろ研究したり、そういったきちっと保存の形態をやり直すとか、整理したりとか。保管しているところには書籍や資料なんかもいっぱいありますよね。それから、収蔵の部分も、きちっと収蔵すべきものと、すごくいいものは美術館のほうにあると思うんですけど、収蔵してるものも非常に量も、寄附されたものなんかもたくさんあって、あれを整理するって結構大変で、手が行き届かないんじゃないかと思ってるんですよ。

でも、そこんところをきちんと整理して、使えるものがというか、あるものがどう使えるのかっていうところは、やっぱり一遍きちっと把握して整理しておかないとできないと思うんですね。それはどっちの仕事なのかっていうことを考えたら、今だと一応業務の中では、指定管理者の業務のほうにもそういう資料の、資料というか、保存とか調査・研究の業務も一緒に指定管理に出してるので、指定管理の内容自体が指定管理料も含めて適正かどうかというのは、現時点で我々では分からないんですよ。そこら辺については、どうなんですかね。

〇国頭分科会長 原課長。

〇原文化振興課長 今おっしゃったように、かなりたくさんの収蔵品がございます。歴史

館という性格上、なかなか捨てにくいという面は否定できないところはあるんですけども、 今後いろんな形で展示とか紹介していく中で、当然整理とか取捨選択というのは必要になってまいるかなというふうに考えております。指定管理料も十分かというと、なかなか御議論あるところだとは思うんですが、今のところ、できる範囲で指定管理料のほうも、今年度から新たな指定管理の期間になりましたので、人件費等の見直しも含めて、若干ですけれども行ったところでもございます。

今後、そういった業務も、これから増えていくであろう業務というのもあると思いますので、適正な形でお願いをしていくところはお願いしていきたいというふうに考えておりますし、やっぱり物も整理するというのは、非常に言葉で言うのは簡単なんですけども、なかなかしにくい面もあるということはございますので、ちょうど旧庁舎の建物の中にも歴史館の倉庫部分もありますので、そういった整理のタイミングというのもありますので、このいいタイミングで、少しずついろんな形できちんとしていけたらなというふうに考えております。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 これで最後にしますけど、結構、上のほうの部屋の資料が置いてある、保管されているところだとか、書籍も含めて、いろんなもんがありますよね。資料も歴代館長が収集したようなものとか、寄附を受けたものとかね。それから、資料以外にも、実際のそういう物品にしてもですね、寄附を受けて、先ほど言われたように、寄附を受けるとなかなか処分しづらいというような。

ただ、本当に市が保管していく、守っていく。美術館とは違った意味で、いわゆる美術的価値だけではなくて歴史的価値としてきちっと保存して活用すべきものとして、やっぱり私は一遍ふるいにかけないけんと思っております。そうせんと適正な管理にならないし、適正な活用ができないと思っているので、そこら辺はぜひ検討して、ふるいという言葉がいいかどうか分かりませんけど、一遍きちっと管理形態を見直していただきたいということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○国頭分科会長 続きまして、158ページ、事業番号315、事業名、文化財等管理事業について、中田委員、お願いします。

〇中田委員 続けてお願いします。これは文化財の保全管理の関係になってくると思うんですけど、まず、文化財の指定件数とか状況把握についてですけど、現在の指定文化財の件数とかその状況というのはどのようになってるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

〇国頭分科会長 原課長。

○原文化振興課長 現在、米子市にあります指定文化財の件数でございますけども、まず国の指定が11件、それから県の指定が19件、それから米子市の指定が30件、そのほかですけども、国の登録有形文化財、こちらのほうが14件、それから国の記録選択文化財2件、それから県の記録選択文化財1件、合計いたしまして、77件が指定件数というふうになっております。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

〇中田委員 県のやつ等もあって合計 7 4 件ということで、これは、それこそ指定文化財として大いにきちっと適正な管理、保存をして、多くの人にその価値を知ってもらうような取組をぜひ進めていただきたいと思いますので、そこはお願いしたいと思いますけど、

この要はレベルにならないけども、この間ずっと言われているシビックプライドだとか、 地域を愛する心につながるような、あるいはアイデンティティーにつながるようなとか、 あるいは住んで楽しいまちづくりの考え方に基づいた中から考えると、市内の各地にある 文化財もいっぱいあるんだけど、民間の開発なんかも含めて、これがどういう状況下にあ るのか、要するに、民間の様々な動きとか市場原理の動きの中で失っていくものも多いと 思うんですよね。失うこと自体が全て悪いわけではないんですけども、そういった状況も ある中で、市内各地の文化財というものがどのようになっているのか、この辺についての 把握状況を教えていただきたいと思います。

〇国頭分科会長 原課長。

○原文化振興課長 市内の文化財の把握状況についてでございますけども、今から10年以上前になるんですけども、平成19年から22年にかけまして、米子市内の各地域にあります様々な文化財、これは指定・未指定問わずなんですけども、そういったようなものを取りまとめまして把握の調査をいたしまして、よなごの宝88選事業ということで、約400件の文化財を把握をしているところでございます。その成果を踏まえまして、今年度から取組を始めておりますが、米子市の文化財保存活用地域計画、これの策定に着手しておりますが、このよなごの宝88選事業で出ました成果を踏まえまして、改めて、年数もたったものもございますので、再度、現況等の確認作業を進めているというようなところでございます。以上です。

〇国頭分科会長 中田委員。

○中田委員 分かりました。僕は、さっき言った国・県等も含めた価値の高い指定文化財を守っていくことももちろんですけども、米子城、象徴されるようにね、その魅力を多くの市民に知っていただきたいというのももちろんですけど、やっぱり地域の88選のとき、取組も当時のことをよく覚えていますけど、ああいう掘り起こし、さっきの観光のところじゃないですけど、地域資源の掘り起こし、これは住む人間にとって、現に米子市民としては、とりわけそういう地域の歴史を知ったり、いろんなものの価値といいますか、歴史的価値を知るって大事なことだと思うんですね。

例えば、私の住んでるところのすぐ近くにも新土手の跡っていうのがあるんですけど、江戸時代に造ったような、日野川の決壊から守る防波堤、土手ですよね、そういったものが残ってるんです。近年、こういって災害とかが大きく取り上げられて、災害対策っていうことに注目を浴びたときに、既にあの時代から、ハザードマップなんかない時代の江戸時代に土手ができて、米子町内を守る土手ができてる跡って残ってるんですね。でも、住んでる人たちの多くは、その存在すら知ってる人は少なくなって、フィールドワークなんかでも、小学生なんかがそこを訪れることがなくなってきたんですね。だけど、そういうことを、やっぱり地元を知る、地域を知る、歴史から学ぶっていうことがあると、ハザードマップがなくても、あったほうがいいんですよ、要らないと言ってるわけじゃないんですけど、ハザードマップがなくても、急傾斜のレッドゾーン、イエローゾーンの地図がなくても、地元の人はこの間の台風でも、その前のときでも警戒してるんですね、知ってる人は。そういうことって大事だと思うんですよ。

ですから、やっぱり掘り起こしをしていただいて、その価値っていうか、歴史的な、要は歴史から何を学ぶかっていう素材づくりはやっぱり整理していく必要、整理というか、

それこそ掘り起こしをして、知ってもらうことをどんだけ取り組めれるかっていうことは 大事なことだと思っているので、そういったことも視野に入れたこういう文化財の管理事業というのは、立派なものだけをぱっとスポット当てるような話じゃなくて、そういった 住環境の中から見てとれる歴史の再評価というか、そういったことも進めるべきだって私 は思っておりますが、いかがですかね。

〇国頭分科会長 原課長。

○原文化振興課長 おっしゃいますように、地域の方はよく知っているというようなものもたくさんあります。先ほど現在の77件の指定物件があるというふうに申し上げましたけども、先ほど御紹介しましたよなごの宝88選事業、この中で約400件あるというのもございました。その400件の中には、これから文化財指定に向かうべき価値のあるもの、そういったものもたくさんありますし、また指定・未指定問わず、文化財として我々の世代から次の世代へ、後世に残していかないといけないというのは文化財保護の基本だというふうに考えております。それが、ひいてはやっぱり地域の活力にもなるというふうに考えておりますので、そういった辺りは、しっかりと保護を図った上で着実に活用といいますか、地域の皆さんにも親しんでいただけるような文化財の保護、活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

〇国頭分科会長 よろしいですか。

それでは、続きまして、91ページ、事業番号181、事業名、鳥取和牛振興総合対策 事業について、又野委員、お願いします。

○又野委員 鳥取和牛振興総合対策事業ということで、この中、事業の成果のところで、 農家所得の向上、地域における点々々を図ると書いてあるんですけれども、コロナの状況 で飲食店関連して、牛肉とかも全国的に苦労しておられるという報道を聞いたんですけれ ども、実際、この農家所得の向上というのは、この事業で関連してあったのかどうなのか、 そこの辺り、ちょっと聞かせていただけたらなと思いまして。

〇国頭分科会長 中久喜農林水産振興局長。

〇中久喜農林水産振興局長兼農林課長 本事業ですけれども、本事業は、畜産農家が繁殖 牛を導入する経費に対する支援でございます。この事業を活用した農家さんですけれども、 畜産経営とともに稲作等の農業経営も行っておりますので、ずばり幾らっていうのはなか なか難しいところではございますけれども、鳥取県の中央家畜市場で平成30年に、いわ ゆる牛の競りなんですけれども、販売頭数が108頭で、販売金額、いわゆる売上げが8, 920万だったものが、令和2年におきましては、販売頭数が122頭で、販売金額が9, 825万2,000円ということで、約900万円ほど増えておりますので、これで農家の 所得の向上に寄与したものという具合に考えております。

〇国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 本当に牛肉、一般的に飲食業について落ち込んでいるという中で、実際に所得が上がってるって聞いて、本当に実際すごいなと。鳥取和牛、だんだん有名に、前からかもしれないですけれども、よく耳にするようになったので、その効果もあるのかなと思うんですけれども、実際農家だけじゃなくて、米子市、地元に対しても何か効果が出なければならないとは思うんですけど、そこら辺はどのように考えておられますでしょうか。

〇国頭分科会長 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 本事業ですけれども、いわゆる繁殖牛の増頭を支援するもので、直接地元の経済効果というところに結びつくというものではないんですけれども、先ほど申しましたように、本事業の活用によりますと、まず、繁殖農家の所得の向上に寄与しているということが1点。また、去年ですけれども、子牛の競りの年間平均価格が鳥取県が日本一、約80万円でございました。そういうことから、繁殖農家の収入の増に寄与するとともに、いわゆる繁殖農家がもうかる農業ということに位置づけられるということになりつつありまして、既に今4件でやっておられますけども、3件は既に後継者もおるということで、さらに事業として発展する可能性があるのではないかということになっております。

それに加えまして、さらにそういうことになりますと、先ほど議員さんがおっしゃられましたが、鳥取和牛のブランド化の推進にもつながりますし、かつ鳥取県は和牛王国とっとりと言われておったようですけれども、その復活に寄与して、また経済効果が出てくるんじゃないかという具合に考えております。

- **〇国頭分科会長** 又野委員。
- **○又野委員** いろんな農家のほうで後継者、本当に見つけるのが大変だという中で、この 畜産の部分については後継者確保ができているということで、この事業、確かに効果があ ったのかなということで、分かりました、本当にいい事業だったと思います。以上です。
- **○国頭分科会長** 続いて、92ページ、事業番号184、事業名、淡水魚育成施設改修事業について、又野委員、お願いいたします。
- **〇又野委員** 184と185、186、全て合わせての質問をさせていただきます、よろ しいでしょうか。
- **〇国頭分科会長** はい、お願いします。
- **○又野委員** この事業の成果のところにもあるんですけれども、目的というところで内水面漁業の振興を図るということがあると思うんですけれども、この振興を図ったっていうのは、これだけ育成したとか放流したとかっていうのはあるんですけれども、何をもって振興を図ったと言えるのか、その根拠というか、あと、具体的な何か数値が分かればお聞かせください。
- **〇国頭分科会長** 赤井水産振興室長。
- ○赤井水産振興室長 実績についてでございますが、令和2年度、アユ366万4,000匹、ヤマメ4万8,000匹、サケ2万2,000匹、ウナギ、幼魚ですが40キロ、令和元年度、アユ265万匹、ヤマメ4万8,000匹、サケ5万6,000匹、ウナギの幼魚が40キロ、平成30年度、アユが216万8,000匹、ヤマメ7万匹、サケ4万5,000匹、ウナギ幼魚40キログラムを放流しております。なお、あわせて、アユの産卵場として1万3,000平方メートルの整備を行い、ヤマメの産卵場として1,200平方メートルの産卵場の整備を行っております。なお、アユとサケについては、育成施設で産卵、稚魚の育成をしたものを放流させていただいております。以上です。
- **〇国頭分科会長** 又野委員。
- **○又野委員** 放流の実績、分かりましたけれども、例えばこれが漁業にどういうふうにつながっているのかとか、そこら辺は何か分かりますでしょうか。
- 〇国頭分科会長 赤井室長。

〇赤井水産振興室長 遊漁者数の実績についてでございますが、日野川を利用しておられる遊漁者数なんですが、令和2年度、遊漁券の販売枚数が1,175枚で約765万円でございます。令和元年度につきましては、1,266枚で約811万円、平成30年度につきましては、1,158枚で771万円の売上げをしております。以上でございます。

〇国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 遊漁者の数ということで、日野川で釣りをされる方々がたくさん引き続きおられるんだなというのは分かりますけれども、例えばアユですけれども、たくさん放流をしておられるようなんですけれども、実際、天然といったらあれですけれども、どれくらいアユっていうのは放流している以外のものとかがあるのかって、そういうようなこととか分かりますでしょうか。

〇国頭分科会長 赤井室長。

○赤井水産振興室長 アユの遡上実績についてでございますが、遡上率につきましては、
ふ化した稚魚が海に出て川に帰ってくるパーセンテージとしては 0.1%程度というふう
に言われております。近年では、ふ化した後の川の状況とか、稚魚のときに海のほうに出
たときの海水温等により、遡上してくる数が非常に左右されております。近年の異常気象
により、遡上率が著しく低くなってるのも事実でございます。ちなみに、遡上してきたア
ユにつきましては、日野川漁協のほうが稚魚のほうを確保して、上流のほうで放流をし直
しております。ちなみに、令和2年度については最終キロ数がゼロキログラム、令和元年
度につきましてはゼロキログラム、平成30年度につきましては90キログラムでござい
ます。遡上数が限りなく少なくなったアユを中心に、サケ、ヤマメ、ウナギ等、日野川の
漁業権魚種の資源拡大と生態系保全を図るために、引き続き養殖稚魚の放流及び産卵場の
整備に努めてまいりたいと思っております。以上です。

〇国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 生態系、様々な魚を守っていくということなんですけれども、この環境に左右されてとか、異常気象とかという話があって、なかなか遡上もされないということですけれども、実際、今後、このような理由があるっていうことは、魚にとって日野川が成長しづらいというか、すみづらい状況が続いていくと、実際の魚の数っていうんですか、天然の数っていうのは、もうほとんどいなくなってくるというような考えなんでしょうかね、そこら辺は。

〇国頭分科会長 赤井室長。

〇赤井水産振興室長 放流を継続しなければ、少なからずアユは日野川からなくなると考えております。以上です。

〇国頭分科会長 又野委員。

○又野委員 魚が成長できないような川に多分なってきてるということだと思います。そうすると、そういうようなところにいつまでやっぱり放流していくのかというのも、本当、魚がおりづらいところに放流していくっていうのが、どれだけ続いていくのかなっていうそこら辺も思って、何かもっとほかの切り口といいますか、やり方も考えていかなければならないのではないかなと。当然、異常気象、温暖化対策とかも、これは世界でも、日本でも、米子でも取り組んでいかなければならないことなんですけれども、それをはじめとして、やっぱりもっと何か全体として自然を守っていくような、こういう事業を何か展開

していかなければならないのではないかなと、ちょっとそこら辺の遡上の実績がどんどんなくなっているとか聞いて思いました。以上です。

〇国頭分科会長 以上で経済部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩午後4時02分 再開

〇国頭分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

これまでの審査を基に、指摘事項とすべき項目について、委員の皆様から御意見をお願いいたします。指摘といただいた事項は全部で7件あったと思いますけども、どうでしょうか。

中田委員。

- **〇中田委員** 私、北公園墓地のことで指摘させていただいたんですけど、昨今の墓地使用の傾向とか、そういったものをきちっと調査して事業を推進してほしいっていうことで指摘をしたと思うんですが、指摘になってなかったかいね。
- **〇国頭分科会長** 墓地ですね。北公園のほうですね、どうでしょうか。
- **〇中田委員** 自分では指摘したような物の言い方をしたつもりではいますけど。
- **〇国頭分科会長** 指摘していただきました。
- **〇中田委員** その辺については、皆さんが同意していただけるんであれば上げたいと私自 身は思いますが。
- 〇国頭分科会長 はい。
- **〇中田委員** それからもう一つは、市営住宅の募集方法ですね。
- ○国頭分科会長 指摘していただきました。そうですね、はい、いただきました。 どうでしょうか、よろしいでしょうか、この2つについては。 渡辺委員。
- **○渡辺委員** ちょっと進め方を徹底してほうがいいんじゃないですか。今のやり方でいく と、中田さんは発言の中で自分が指摘したことを、これを入れてほしいと。それを委員全 員が了とせん限り総意にはならないわけですから。
- **〇国頭分科会長** そうですね、はい。
- **○渡辺委員** それをどう諮っていかれるのか。また、中田さんだけなのか、全員に聞くのかどうなのか。聞くっていうのは、自分の発言したことが、指摘したっていうので、これを総意を諮ってもらいたいということを聞くのかどうかっていうのを決めてやられたらどうですか、一人一人をやるよりも。

今、中田さんから2点でしょう、番号は分かってるから。

- 〇中田委員 いいですか。
- 〇国頭分科会長 中田委員。
- **〇中田委員** 今、渡辺委員も言われたけど、それぞれが自分で言ったことの指摘という形を取ったものがあるのを自分で把握、それぞれの委員さんが把握されてる部分もあると思いますし、あるいは、そちらで委員長や事務局のほうで、冒頭に委員長のほうが、あくまでも指摘をする形を取ったもの、実際の発言があったものについて扱うという最初の入り方をしましたよね。そういう意味では、委員長のほうで、そちらで把握されているのであ

れば、どういう指摘事項があったかを出していただいて、そのうちどれが皆さんが合意できるかっていうものを出して、それで、それをさらにどういう指摘の内容、文章表現にするのかっていうような進め方があると思うんですよね。どういう素材でどういう諮り方をして、どういう決め方をして、どういう表現にするかっていう進め方があると思うんですけど、そこら辺を整理されたらいかがですか。

〇国頭分科会長 いつもはどうでしたっけ。いつも取りあえず。

(「委員長で1つずつ。」と松下事務局長)

- ○国頭分科会長 言いましょうか。
- **〇中田委員** それと、事前に、恐らく各委員のとこも同じでしょうけど、指摘事項の記載のフォーマットがメールで送られてきてるんですけど、例えば手元にある指摘された一覧の中から自分がこれをしたいというものをそのフォーマットに書いて、いつまでに出すとか、やり方はいろいろあると思うんですけどね。
- **○国頭分科会長** そうしますと、中田委員が指摘された部分については、中田委員は北公園墓地と、それから市営住宅と角盤町エリア活性化事業をされましたけど、この中で中田委員としては……。

すみません、伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」のレガシー事業もされてます。 4 つされましたけど、中田委員としては北公園と市営住宅のことを指摘事項として取り上げたいということですけども、これについては皆さんの同意というのは。

- 〇中田委員 いいですか。
- 〇国頭分科会長 中田委員。
- ○中田委員 今、委員長言われたように、ほかにもいっぱい指摘はしてるんですけど、そのうち私は自分としてはその2つでいいですよっていう一つの提案をしましたが、ただ、例えばですよ、私が市営住宅のことで指摘したことの指摘事項の内容の書きっぷりによっては同意できないっていう人もいるかもしれないんですよ。ですから、その素材をどういう集め方をして、どういう決め方をするかをちゃんと整理されて進めたほうがいいんじゃないですかっていうことを申し上げているわけです。
- 〇国頭分科会長 渡辺委員。
- ○渡辺委員 局長は出てるんでしょう。ばらばらにこうやって取りまとめ方するんですか。 そうでないなら、もう昨日までやってるんで、ちょっとは教えてあげてくださいよ、委員 長に。

(「どういう決め方をしとるか。」と中田委員)

○松下事務局長 昨日、民生教育委員会ですけれども、それぞれの委員が質問の中でこれを指摘しておきますという項目が実際10項目ございました。それで、執行部に退席していただいて、その後、分科会長報告、指摘事項の取りまとめの協議の際に、そのうち3項目について、実際に指摘という発言をされた委員さんが、質問の中では10項目あったんですけれども、委員会として指摘事項を3つ出したいということで、その3つについてはそれぞれの委員さんの合意が取れたということで、その3つを指摘事項として出すということで、その取りまとめ分については、それぞれの出された委員さんが事務局に期限までに出していただくという決め方をいたしました。

ですから、すみません、昨日の例に倣っていきますと、今、委員長が委員長のメモの中

で、発言の中で指摘しておきますという項目が7件ございましたけれども、そのうち、それぞれ発言された委員さんが、先ほど中田委員さんが具体的に4項目あったんですけど、その中から2つについては、ぜひとも委員会としての指摘事項として上げさせていただきたいという話がありましたので、できればこの場で委員さんの合意が取れれば、その2件を委員会の総意として、指摘事項として出すというような決め方が、昨日はそういった決め方をしていただいております。

- 〇国頭分科会長 田村委員。
- **〇田村委員** そちらのほうで把握してる今回のうちら委員の指摘っていうのは、どの番号 でされたかっていうのだけでも羅列してもらえませんか。で、どういう内容だったかとい うこと。そしたら絞りやすいでしょう。
- **〇国頭分科会長** 1番目は下水道部の下水道事業受益者負担金の減免の状況ですね、遠藤 委員の。

(「ちょっと委員長待ってください。」と遠藤委員)

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 指摘されたっていうことの言葉の意味が、僕は指摘だというところまで言ってない、再考せとかそういう言葉言ったと思うよ。指摘っていうことは僕は言ってないと思う。

(「言ってない、言ってない。」と安田委員)

僕は再考してごせという言い方はしたよ。

(「考え直せと。」と安田委員)

僕は、僕の発言には指摘がないよ、指摘してない。

- **〇国頭分科会長** ないですか、そうですか、なかったですか。
- ○遠藤委員 再考はあるよ、再考と指摘は違うよ。
- **〇国頭分科会長** そうですか。
- **○遠藤委員** それで、委員長、今、中田さんが自分の発言した分は2件だと、これをひとつ指摘事項に上げてほしいということだから、それを、ほんなら2件なら2件ってお互いが同意して、委員会がオーケーってことになれば、その文章の内容については再度確認をするということを確認しとかないけんと思うよ、それだけは。委員会としての文章の内容の確認をするという手続は踏まないけんよ、2件なら2件にしても。ずっと今までやっとうだ。
- **○渡辺委員** 総務はなかったんです、ゼロ、指摘。総務は指摘がゼロだった。だけん、こういう協議っていうか、あれじゃなかったっていうこと。
- **○遠藤委員** 今言った中身の、だけん、中田さんの言ったやつ2件はいいと思うけん、僕は。だけど、その文章の中身はどういうもんにするかっていうことは、中田さんに書いてもらって、もう一度委員が目を通して、ここの表現はこげしたらええだないかということもやって、最終的にまとめた分で報告するということでしてほしい。
- 〇国頭分科会長 はい。

渡辺委員。

○渡辺委員 進まんけん言います。私も質問したけど、指摘じゃないけん、私は何もない ということです。 そうやって聞いていきましょうよ、そのほうが早いわ。

- 〇国頭分科会長 安田委員。
- **○安田委員** 私もいろいろ聞いて、指摘っていう言葉も出たとは思うんですけれども、中によっては、公園墓地なんかに関しては、今きちっと、ある面ではつくり上げていくんだというような答弁だったと思うんです。それに対して、やっぱり文章の中身によって、それは本当に指摘していいのかどうか。それから、市営住宅に関しても、このような形で再募集するんだとか、ここ人気がないところを本当にどうしていくのかっていうようなことは具体的なところまで言ってないんですよね。それをどのように指摘にしていくのかっていうこともやっぱり問題だと思うんですよね。

だから、文章に1回してもらって、その中できちっとね、これだったら駄目だわとか、 これだったら何とか文章変えてでも出すだわっていう話にならないといけないと思うんで、 まず、自分の質問の中でこれとこれとを上げてほしいというのをまず聞いて、それを文章 してええかやっていうことを確認して、それで文章を取りまとめると。

- **○国頭分科会長** 分かりました。 三鴨委員。
- ○三鴨委員 私もありません。
- **〇国頭分科会長** よろしいですか。
- ○三鴨委員 はい。
- **〇国頭分科会長** 田村委員。
- **〇田村委員** 特にありません。
- **〇国頭分科会長** えっ、そうですか。
- **〇田村委員** どれが指摘でしたっけ、もう忘れましたわ。
- **〇国頭分科会長** あれ、かなり、かなり指摘、指摘って言われてた。
- **〇田村委員** 要は、僕、言いたいことはもう言ったんだけれど、結局、それを文章にするって、どこを指摘として認知されとるのかってもう分かんないんで、どの部分だったのか。 逆にそれを言ってもらったら文章つくりますけど、何ぼでも。
- **〇中田委員** いいですか、ちょっと意見を。
- **〇国頭分科会長** 中田委員。
- **〇中田委員** この指摘事項っていうのは、議会としての指摘をするかしないかなので、例 えば各議員が自分の要望や指摘、いわゆる指摘で、一議員としての当局とのやり取りにお ける指摘で、それで了とするなら、委員会、要するに議会としての指摘事項までする必要 がないというものもあると思うんですよ。

例えば、私はさっきのやつで、北公園墓地を全体像の中できちっとその成果を示してほ しいっていう部分が指摘であって、あとは要望の部分もいっぱいあるわけですよ、意見の 部分もあるし、その部分だけを言いたい。例えば市営住宅でいえば、今の抽せん方式は、 やっぱり目的からいってよくないという指摘をしてるわけですよ、ここを検討せっていう ことを指摘してる。あとは、今後のことの要望も含めてあるわけですよ。

この2つだって言ったけど、例えばほかの人から見て、いやいや、こういうことを指摘 すべきだっていうことが、場合によってあるかもしれないわけですよ。私は、残りの3つ ぐらいのところは指摘をしたけど、それにあえて議会としての指摘にする必要まではない というものも私もあるわけです。だけど、ほかの人から見れば、いやいや、それは議会としての指摘にしたほうがいいじゃないかと思うものもあるかもしれない。だから、そこをどうやって抽出するかっていうところは、さっき冒頭に私が意見として申し上げたところなんですよね。

- 〇国頭分科会長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 一人一人あるかないかいって点検しちょうけども、ある人は上げて、あるって言ってもらえば、ない人はそれはないで整理すればええだがん。それで、ある分については、言った人がちゃんと意見をつけて、文章にして、再度確認する場をつくればええだがん。
- ○国頭分科会長 はい。
- **〇中田委員** いつまでにその整文したものを出せということを決めていただいて、それを みんなで、これならいいとか、ここを変えようやという素材にすればいいんじゃないです か。

(「委員会としてのやっぱり意見じゃないといけんな。」と遠藤委員)

- **〇国頭分科会長** 渡辺委員。
- **○渡辺委員** ということは、書いて、皆さんに見てもらって決めると。書く労力は使った けど、却下の場合もあるというのを確認だね。

(「あるある、あるいは修正とかね。」と中田委員)

(「前にも一度あった。」と声あり)

却下、却下も。

(「あるある。」と声あり)

ほんなら、委員長、それでいいんですか。

〇国頭分科会長 ええ。

(「そうしましょう。」と声あり)

○国頭分科会長 その後、説明します。ということで、皆さん同意していただきましたので、皆さんが言われて指摘されたっていうところ、確認されてると思いますので、皆さんがつくられて、出したいというところを……。

(「違う、違う。」と声あり)

(「それは違う、違う、中田さんが言った2件について。」と声あり)

- ○国頭分科会長 2件でよろしいですね。
- **〇遠藤委員** 2件について中田さんに原稿を書いてもらって、再度委員会で確認しましょうと、こういうことを確認してくれりゃええだがん。それをいつまでにするかという話だ。
- **〇国頭分科会長** はい、分かりました。

そうしますと、中田委員の2件につきまして……。

よろしいですね。あと、ほかに、よろしかったですね。

遠藤委員もよろしかったですね。

- **〇遠藤委員** 掘り起こさんでもいい、あらへんが、もう。
- **○国頭分科会長** じゃあ、指摘事項の提出につきましては、文案、中田委員、指摘事項(案) 委員提出表を9月22日水曜日、午後5時までに、可能な限りメールで事務局へ提出して いただきますようお願いいたします。

〔「はい」と声あり〕

○国頭分科会長 なお、提出された文案については、27日の分科会で文言調整等の整理 を行いたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

(「そうそう、上等上等。」と遠藤委員)

以上で予算決算委員会都市経済分科会を閉会いたします。

午後4時21分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会都市経済分科会長 国 頭 靖